

福島県環境基本計画

(改訂)(案)

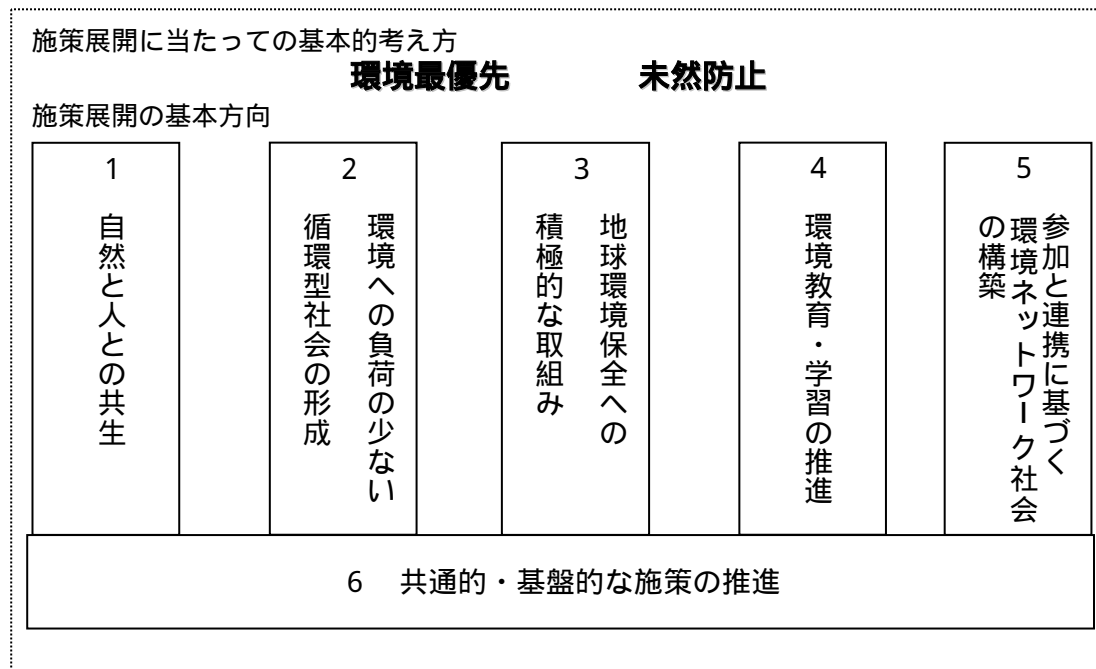
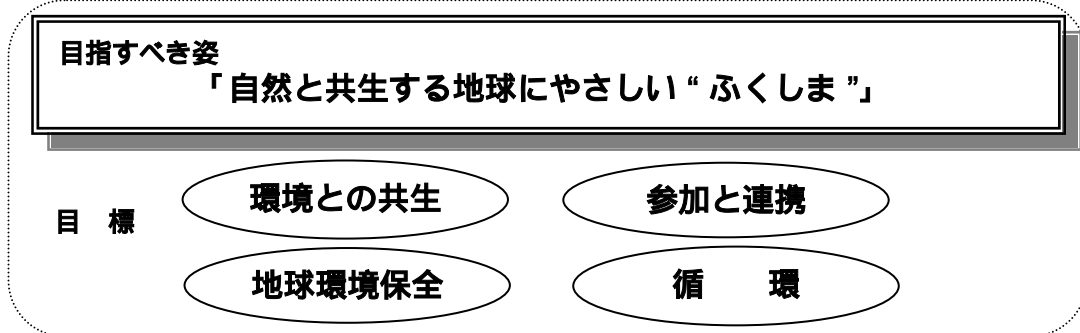
福 島 県

福島県環境基本計画の構成

第1章 はじめに

計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間

第2章 目標と基本方針



第3章 現状と課題

本県の特徴、環境の現状と課題

第4章 施策の体系と展開

施策展開の基本方向に沿った各種施策の展開

第5章 各主体の役割

県の役割、市町村、事業者、県民に期待される役割

第6章 計画の推進と進行管理

P D C Aサイクルで進行管理、見直し

これまでの福島県の特徴的な取組み

環境との共生

- 尾瀬地区における交通システムの構築(全国で初めて観光バスも規制対象)
- うつくしま未来博の開催(環境問題への具体的挑戦～エコチャレンジ21の取組み～)
- 県全域を対象とした「福島県景観条例」の本格施行による届出制度の運用等、各種景観形成施策の総合的实施
- 裏磐梯地区におけるサイン整備等の地域住民、事業者、行政が連携した沿道景観形成の推進
- 「福島県野生動植物の保護に関する条例」の制定
- 「うつくしま「水との共生」プラン」の策定
- 「森林環境税」の導入

循環

- 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」の制定(閉鎖性水域の水環境悪化の未然防止として全国初)
- 福島県化学物質適正管理指針の策定(「P R T R法」より広い対象化学物質・事業場)
- 風力発電所設置事業の「福島県環境影響評価条例」の対象事業への追加(全国初)
- 「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」の制定
- 「福島県循環型社会形成に関する条例」の制定
- 「産業廃棄物税」の導入

地球環境保全

- 早期に策定した「アジェンダ21ふくしま」に基づいた県民運動の推進
- 地球温暖化防止に向けた県独自の目標の設定とその対策の推進

参加と連携

- フォレストパークあだたら、アクアマリンふくしま(循環の理念に基づいた環境教育・学習施設)の整備
- 体験的環境教育推進事業、うつくしまエコライフ実践校事業等による子どもたちの環境学習の推進
- せせらぎスクールへの積極的参加の促進(延べ参加者数全国一)
- 県民、事業者及び行政が一体となった環境保全活動の推進

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の期間	2
第2章	目標と基本方針	3
第1節	計画の目標	3
第2節	施策展開に当たっての基本的考え方	5
第3節	施策展開の基本方向	6
第3章	現状と課題	8
第1節	本県の特徴	8
第2節	環境の現状と課題	10
第4章	施策の体系と展開	24
第1節	施策体系	24
第2節	施策の展開	25
1	自然と人との共生	25
(1)	多様な自然環境の保全	25
(2)	生物多様性の保全	28
(3)	自然との豊かなふれあいの推進	29
(4)	良好な景観の保全と創造	30
(5)	尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全	32
2	環境への負荷の少ない循環型社会の形成	33
(1)	ごみゼロ社会形成の推進	33
(2)	環境と調和した事業活動の展開	36
(3)	資源・エネルギーの有効利用	38
(4)	ダイオキシン類等化学物質対策の推進	39
(5)	大気、水、土壌等の保全対策の推進	41
(6)	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全	43
(7)	環境負荷の少ない交通への取組み	45
(8)	原子力発電所及び周辺地域の安全確保	46
3	地球環境保全への積極的な取組み	47
(1)	地球温暖化対策の推進	47
(2)	オゾン層保護・酸性雨対策の推進	49
(3)	アジェンダ 21 ふくしまの推進	49

4 環境教育・学習の推進.....	50
(1) 多様な場における環境教育・学習の充実.....	50
(2) 学校、地域等における指導者の育成.....	51
(3) 環境教育・学習基盤の充実.....	52
5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築.....	52
(1) 各主体の自発的な活動の促進と連携.....	52
(2) 環境に配慮した消費活動の促進.....	53
(3) 環境マネジメント等の普及.....	54
(4) 県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの推進.....	55
(5) 県域を越えたネットワークによる取組みの推進.....	55
(6) 国際的な取組みの推進.....	56
6 共通的・基盤的な施策の推進.....	56
(1) 環境配慮の推進・普及.....	56
(2) 環境と調和のとれた土地利用の推進.....	57
(3) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成.....	58
(4) 総合的な調査研究、監視体制の整備.....	58
(5) 環境保全に関する情報の収集と提供.....	59
(6) 各種政策的手法の活用.....	59
(7) 環境汚染防止体制.....	60
第5章 各主体の役割.....	61
第1節 県の役割と市町村に期待される役割.....	61
第2節 事業者に期待される役割.....	62
第3節 県民に期待される役割.....	63
第6章 計画の推進と進行管理.....	65
第1節 計画の推進と普及.....	65
第2節 計画の進行管理.....	65
環境関連計画の体系図.....	66
環境指標一覧.....	67
福島県環境基本条例.....	72

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

20世紀は、私たちが自然の大切さや偉大さに気づかず、自然と人とが離れていった世紀であったことを反省し、「環境の世紀」である21世紀においては、自然と人とが再び近づいていくことが大切です。

福島県では平成9年3月に策定した「福島県環境基本計画」（以下「前計画」という。）に基づき、県民、事業者などの各主体の参加と連携により積極的に環境保全の取組みを進めてきました。

これまでの取組みにより着実な成果が現れている一方、環境を取り巻く状況の変化などから、今後一層の取組みが必要となっている課題も多くみられます。

今日の環境問題の多くは、日常生活や事業活動に起因するものが多くなってきているとともに、多数の人々が原因者であり被害者にもなるなど複雑・多様化しています。また、地球温暖化などの地球環境問題の深刻化、ダイオキシン類や環境ホルモンなど、化学物質の環境への影響について未解明な問題も発生しています。

このような環境を取り巻く状況の変化に対応し、環境と共生する地域社会の実現に向けた取組みを一層推進するため、平成14年3月に前計画の全面的な見直しを行い、環境の保全は他のあらゆる活動に最優先するとの認識のもとに新たな福島県環境基本計画を策定しました。

また、平成18年度には、計画策定後の環境保全に関する状況変化や、これまでの取組みなどを踏まえて、この状況を反映させ、計画に定める目標達成に向けて、より効果的かつ的確に環境課題に取り組めるよう、一部見直しを行いました。

第2節 計画の性格

「福島県環境基本条例」第10条の規定に基づき、本県の環境の保全に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画です。

県政運営の基本指針として策定された福島県新長期総合計画「うつくしま21」の基本目標である「地球時代にはばたくネットワーク社会～ともにつくる美しいふくしま～」を、環境の面から実現することを目指した計画です。

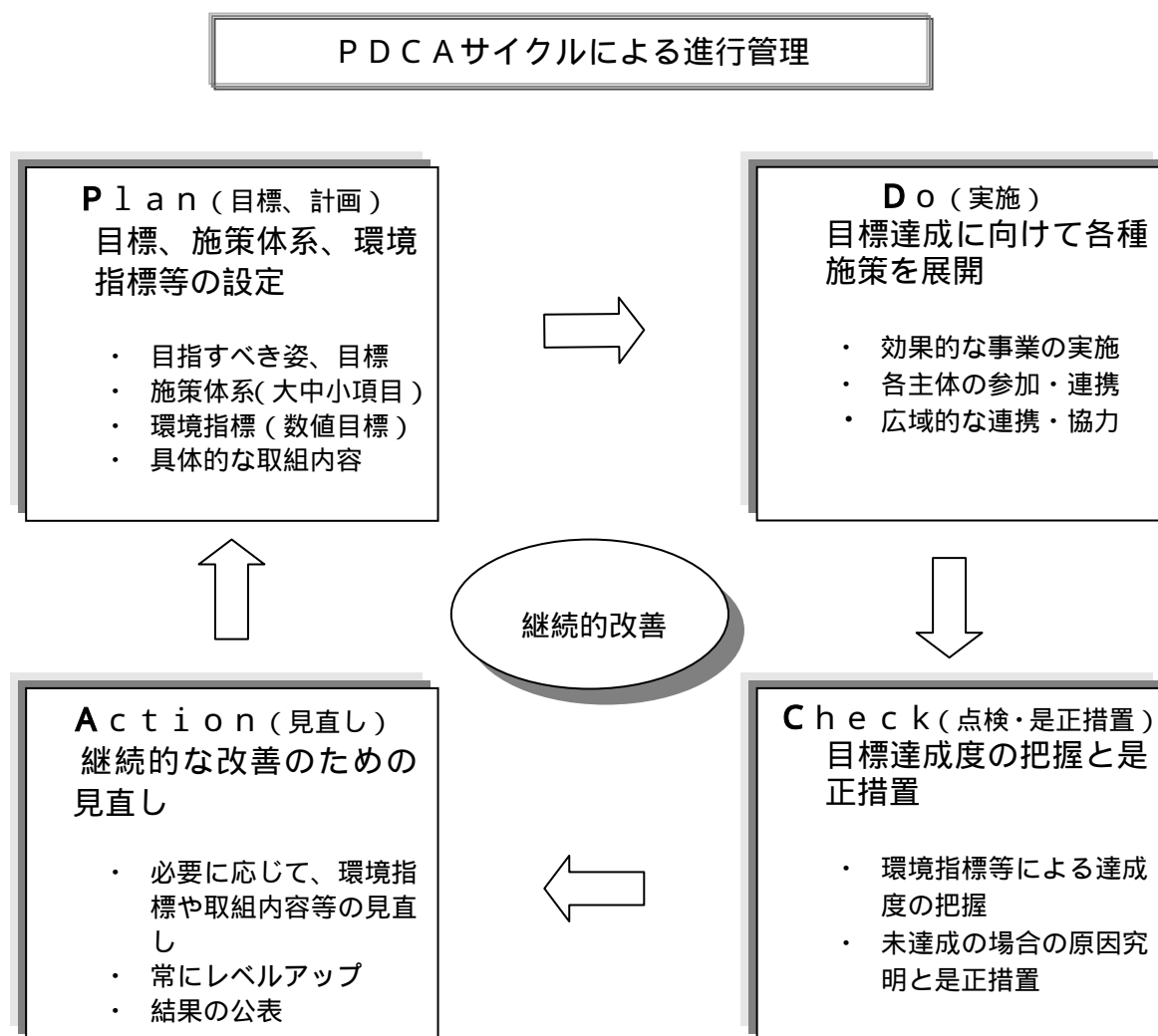
県の各種計画の策定や施策の実施に際し、本県の環境保全に関する基本的な方向を示すものとして位置付けられる計画です。

県の環境施策はもとより、県民、事業者、市町村などに期待される取組みも含めて、本県の環境保全の基本的な考え方を示すとともに、各主体の連携・協力を図りながら、環境の保全を県民が一体となって進めるための計画です。

第3節 計画の期間

本計画は、「福島県環境基本条例」の理念を受けた環境保全の目標、基本方針及び施策の方向を示しており、目標年次を平成22年度とします。

今後の環境の状況の変化と社会経済情勢などに対応して、P D C Aサイクル¹に基づいた進行管理により常にレベルアップを図ります。



¹ P D C Aサイクル：目標、計画を定め(P l a n)、これを実行実施し(D o)、その実行実施状況を点検し(C h e c k)、見直し、改善する(A c t i o n)という一連のサイクルにより、継続的な改善を図る仕組みです。

第2章 目標と基本方針

第1節 計画の目標

1 目指すべき姿

「自然と共生する地球にやさしい“ふくしま”」

持続可能な循環型社会の構築により、本県の豊かな自然を将来の世代にわたって継承し、快適な生活環境が保全された「環境と共生」する地域社会の実現を目指します。

この目指すべき姿は、福島県新長期総合計画「うつくしま21」の環境部門の目標となっています。

2 目 標

(1) 環境との共生

生物の多様性を保全するとともに本県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継ぎ、自然と人が共生する地域社会を創造します。

(2) 循 環

健全な空気、清らかな水を保全するとともに、限りある資源を有効に活用し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築します。

(3) 地球環境保全

地球に生きる一員として地球温暖化防止対策などに取組み、かけがえのない地球環境を世界の人々と力を合わせて守ります。

(4) 参加と連携

県民、事業者、行政などのあらゆる主体が積極的かつ連携した環境保全活動に取り組むとともに、県境や国境を越えた連携・協力を進めます。

3 目標設定の趣旨

「自然と共生する地球にやさしい“ふくしま”」を目指して定めた4つの目標に

については、それぞれ以下の趣旨で設定しました。

(1) 環境との共生

私たちが生きている地球の生態系は、大気、水、土壌、動物及び植物などの間を水をはじめとするいろいろな物質が循環し、微妙なバランスを保ちながら成り立っています。そして、私たち人間もこの地球の生態系の一部であり、この地球上で未永く豊かな生活を持続していくためには、自然の循環を守り、環境への負荷が自然の浄化能力を超えないように抑制していかなければなりません。

特に、本県は世界にも誇ることができる自然環境や景観を有しており、これらを現在の世代が享受するだけでなく、将来の世代にわたって継承していくことが大切です。

私たちは、本県の恵み豊かな自然を将来の世代にわたって継承し、持続可能な社会を構築していくために、「人は地球の多様な生態系の一部である」という認識に立って、環境と共生する地域社会の実現を目指します。

(2) 循 環

今日の環境問題の多くは、通常の仕事活動や日常生活に起因しています。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、多くの資源を消費するとともに大気や水、土壌などの環境へ大きな負荷をもたらしてきました。

快適な生活環境が保全された持続可能な社会を構築するには、資源・エネルギーの消費をできるだけ抑制し、大気、水、土壌などの環境への負荷を自然の復元力の範囲内に抑えることが必要であることから、健全な自然の物質循環を維持するとともに資源・エネルギーの節約に努めることが大切です。

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを脱却し、自然の物質循環を可能な限り阻害しないように配慮した、持続可能な循環型社会を目指します。

(3) 地球環境保全

石油や石炭などの化石燃料の燃焼や森林の伐採などによって、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しており、地球の平均気温は20世紀中に約0.6℃上昇するなど、人間の活動による気候への影響が地球規模で現れています。また、有害な紫外線を吸収するオゾン層の破壊や森林の衰退などをもたらす酸性雨などによる人体や環境への影響が懸念されています。

このような地球環境問題は、人類の生存にかかわる重大な課題であり、その解決のためには国際的、国家的な取組みと同時に地域レベルでの行動が重要です。

私たちは、県民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化対策やオゾン層保護対策を推進するとともに、国内外の関係機関と連携・協力しながら、地球環境保全に向けて積極的に取り組みます。

(4) 参加と連携

環境問題の解決に向けて現在の社会システムやライフスタイルを改めるためには、県民、事業者、行政の参加と連携のもとに、日常生活や事業活動を環境に配慮したものに変わっていくことが必要です。

また、尾瀬地区などの自然環境の保全や流域が一体となった源流域の保全、あるいは廃棄物の越境問題などの対策のためには県域を越えた連携・協力が必要であるとともに、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨などの地球環境問題については、地球に生きる人類の一員としての自覚を持って国際的な連携・協力を図っていくことが大切です。

私たちは、環境問題を解決するために、各主体が参加・連携し、県域や国境を越えたネットワークによる取組みを進めます。

第2節 施策展開に当たっての基本的考え方

目標の達成に向けて、以下の2つの視点に基づいて各種の施策を展開します。

(1) 環境最優先

私たちの生活は様々な環境と相互に影響を及ぼしあいながら成り立っており、たった一本の木が枯れてしまっただけでも、その木の周りで生きる種々の生物や大気、水環境に大きな影響を及ぼします。そして、その影響が巡りめぐって私たち人間の生存基盤を脅かすことにもなりかねません。

私たちが、この地球の生態系の一員として生きていくためには、多様な生態系を保全し、自然の循環を守りながら、資源の利用や廃棄物の排出などによる環境への負荷を自然の復元力の範囲内に抑制していかなければなりません。

このため、環境の世紀である21世紀においては、環境の保全が経済活動や日常生活などを含めたあらゆる活動に優先されるべき最優先課題であるとの基本的な考え方を持って施策の展開を図ります。

(2) 未然防止

今日の環境問題をみると、ダイオキシン類や環境ホルモンなど化学物質の環境影響について未解明な問題や、閉鎖性水域の水質など、一度悪化すると回復が困難な問題が生じています。

このような環境問題が私たちの生活や環境に深刻な影響を及ぼしてから対策を行ったのでは遅すぎます。過去に、私たちは、水俣病などの人体や環境へ取り返しのつかない影響を及ぼした公害問題を経験してきました。このような多くの人々が苦しんだ悲劇を二度と繰り返してはいけません。

このため、環境への影響を未然に防止することを基本的な考え方として、環境の保全に向けた施策の展開を図ります。

第3節 施策展開の基本方向

第1節に掲げた4つの目標を実現するために、次の1から5までの5つの基本方向に沿った施策を展開します。また、6つめとしてこれらの基本方向に関する共通的・基盤的な施策を推進します。

1 自然と人との共生

自然公園などの豊かで多様な自然環境、里地里山や水辺地などの身近な自然環境、及びそこに生息する生物の多様性を保全します。また、自然との豊かなふれあいを推進し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育むとともに、人々に心の安らぎを与える良好な景観の保全と創造に努め、自然と人との共生を図ります。

2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成

事業活動や日常生活における廃棄物の発生抑制・リサイクルなどによりごみゼロ社会の形成を推進するとともに、環境と調和した事業活動の展開、資源・エネルギーの有効利用を推進します。

更に、ダイオキシン類や環境ホルモン等化学物質対策、大気、水、土壌等の保全対策、環境への負荷の少ない交通システムへの取組みにより、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組みの一層の推進に努めます。また、原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視、測定等を実施します。

3 地球環境保全への積極的な取組み

地球温暖化対策やオゾン層保護・酸性雨対策を推進するとともに、地球環境保全のための具体的な行動計画である「アジェンダ21ふくしま」に基づく各主体の積極的な行動により、地球環境保全に向けた取組みを推進します。

4 環境教育・学習の推進

地域や学校、職場など様々な場における環境教育・学習の充実を図るとともに、学校、地域等における指導者の育成を図ります。また、各主体の自主的な環境教育・学習を支援するために、情報や教材の提供など環境教育・学習基盤の充実に努めます。

5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築

各主体の自発的な活動の促進と連携、環境に配慮した消費活動の促進、環境マネジメント等の普及を図るとともに、県自らが一事業者、一消費者としての環境保全に向けた取組みを進めます。

また、共通の環境問題の解決にむけて、県域を越えたネットワークにより連携・協力を進めるとともに、国際的な連携・協力を図ります。

6 共通的・基盤的な施策の推進

上記の5つの基本方向に基づき種々の環境保全施策を総合的・効果的に推進するため、環境影響評価による環境配慮の推進・普及、環境と調和のとれた土地利用の推進、環境に配慮したゆとりある生活空間の形成を進めるとともに、総合的な調査研究、監視体制の整備、環境保全に関する情報の収集と提供、環境保全のための目的税等を含めた各種政策手法の活用などの環境保全に向けた共通的・基盤的な施策の推進を図ります。

第3章 現状と課題

第1節 本県の特徴

1 県土の特性

本県は、東北地方の最南部に位置し、13,782 km²という全国第三位の広大な県土面積を有しています。

本県は、県土の約70%を森林が占めているとともに、阿武隈川、阿賀川をはじめとする総延長4,864 km に及ぶ河川、猪苗代湖などの大小の湖沼群、南北160 km に及ぶ海岸線、標高2,000 m 級の山岳、各地に点在する温泉地等を有し、磐梯朝日国立公園、日光国立公園尾瀬地区に代表される豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

県土は南北に縦断する阿武隈高地、奥羽山脈によって、浜通り、中通り、会津の3地方に分けられ、それぞれ気候、風土等を異にした地域特性を有しています。また、特定の都市に人口や機能が集中することなく、県内各地にヒューマンスケールの都市が分散した特色ある多極分散型の県土構造を有しています。

本県は豊かな自然に恵まれていると同時に、東京圏から概ね200 km 圏に位置するという地理的優位性を有しています。また、北海道・東北地方と関東地方の結節点となっており、高速交通ネットワークとして新幹線や福島空港が整備され、高速道路については着実に整備が進められています。

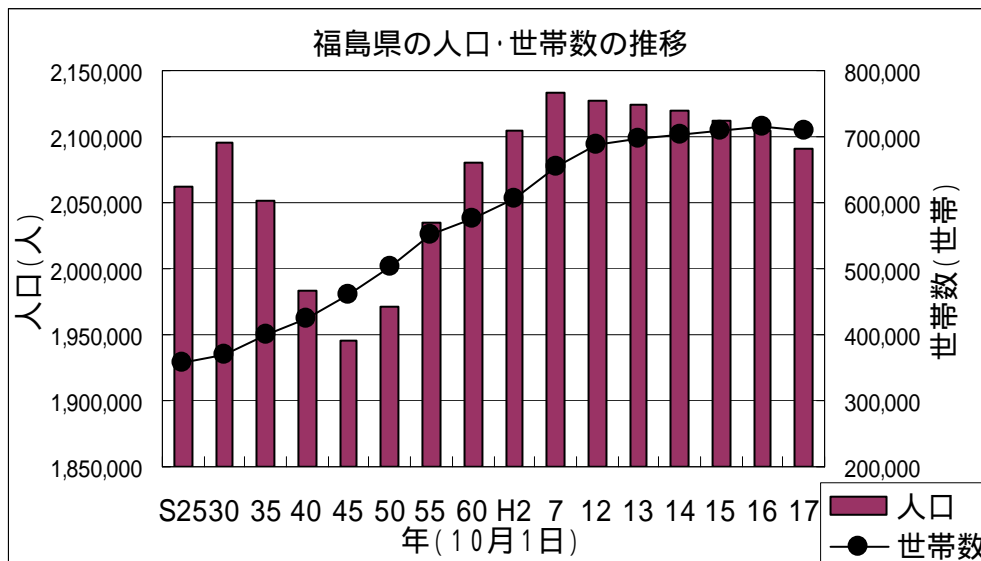
また、太平洋に沿って延びる海岸線には、火力発電所、原子力発電所が立地し、全国有数の電源地帯を形成しています。

2 社会的特性

(1) 人口

本県の人口は、昭和23年に初めて200万人台となり、その後、増加が続きましたが昭和31年の209万人をピークに減少傾向をたどり、昭和47年には、戦後最低の人口(193万人)となりました。この年を底に増加に転じ、平成9年には213万7,000人に達しましたが、平成10年には26年ぶりに減少に転じています。これ以降減少が続き、平成17年10月の人口は209万1,319人となっています。

世帯数は、平成17年10月には70万9,644世帯となっており、過去10年間で8.5%程度増加しています。また、平成15年から一世帯当たりの人数は3人を割っており、今後更に核家族化が進むものと予測されています。

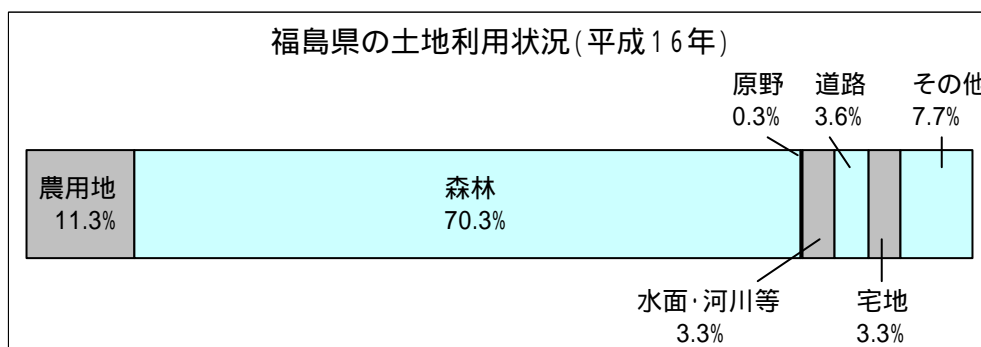


(データ：平成13年から平成16年は「福島県の推計人口」(福島県企画調整部)、
 その他は「国勢調査報告」(総務省統計局)より)

(2) 土地利用

平成16年における県土面積13,782km²の構成は、農用地が11.3%、森林が70.3%、道路が3.6%、宅地が3.3%などとなっており、平成16年までの過去10年間で農用地面積は191km²、森林面積は65km²減少しています。

一方、道路は45km²、宅地は46km²増加しており、近年の道路の整備及び住宅地の開発などの土地利用が増加しています。

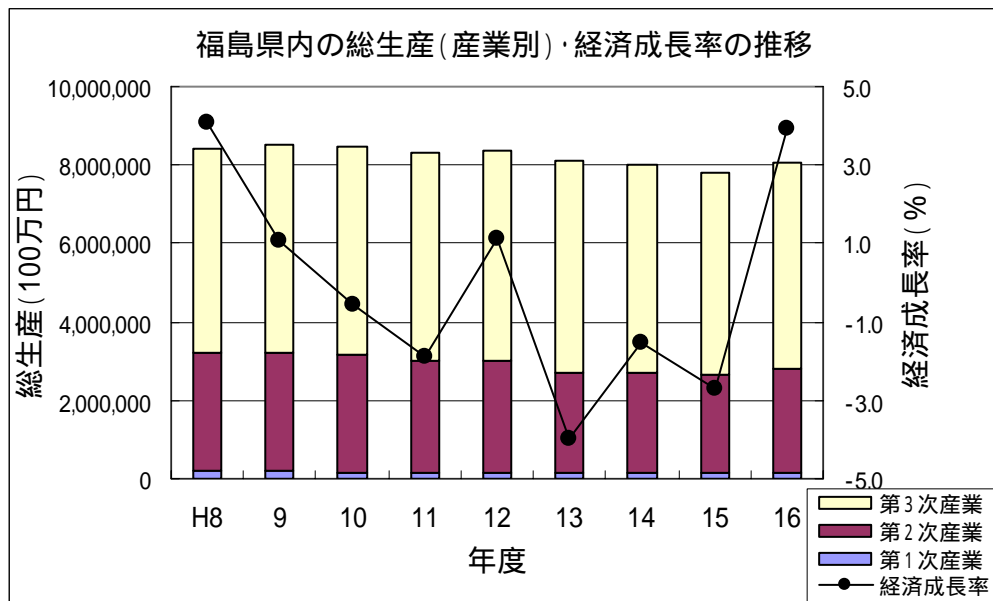


(データ：「福島県土地利用の現況」(福島県企画調整部)より)

(3) 産業・経済

平成16年度の県内総生産は、名目で7兆8,551億円、実質で8兆4,637億円となっており、経済成長率は、名目で3.9%、実質で5.4%となっています。

平成16年度県内総生産の産業別構成比は、第1次産業が1.9%、第2次産業が33.6%、第3次産業が67.0%となっています。



(データ:「福島県民経済計算年報」(福島県企画調整部)より)

第2節 環境の現状と課題

本県の環境保全に関するこれまでの成果を踏まえた現状及び課題について、その主なものを施策展開の基本方向ごとに整理すると以下ようになります。

1 自然と人との共生

(1) 現 状

- ◆ 太平洋に面した浜通り地方は、比較的温暖で太平洋型気候を呈しており、ヤブツバキ、トベラなどの暖地性の植物が分布しています。
- ◆ 阿武隈高地は、原生的な森林¹はほとんど見られなくなり、スギ、アカマツ、ヒノキの造林地やコナラなどの広葉樹の2次林が多く見られます。動物ではニホンザル、イノシシ、アナグマ、キツネ、タヌキ等が生息しています。
- ◆ 中通り地方は阿武隈高地と奥羽山脈にはさまれた阿武隈川流域で、市街地、水田、耕地等が多く、原生的な森林はまれにしかみられません。
- ◆ 奥羽山脈は、原生的な森林が各所に残っていますが、標高1,000m以下ではアカマツ、スギ、カラマツ等の造林地が多くみられます。動物では、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンザル、アナグマ、タヌキ等の生息が確認されています。また、磐梯山の北側(裏磐梯)には、磐梯山の明治21年(1888年)の大爆発によって数多くの湖沼が形成され、多くの野鳥が生息していることで有名です。

¹ 原生的な森林：自然のままて人手の加えられていない状態に近い森林をいいます。

- ◆ 会津地方は、ブナを主とした極相林¹が随所に見られ、高山稜線部には高山植物が豊富です。また、山岳の平坦地には湿原がよく発達し、尾瀬、宮床湿原、駒止湿原などは著名です。動物では、ニホンザル、ツキノワグマ、カモシカ、モモンガ等が生息しています。魚類では環境省レッドデータブック（平成15年5月）絶滅危惧 B類のウケチウグイ及び絶滅のおそれのある地域個体群の（福島県以南の陸封）イトヨの分布が特徴的です。
- ◆ 本県に生息するニホンザルは、環境省レッドデータブック（平成14年3月）において絶滅のおそれのある地域個体群「東北地方のホンダザル」に位置づけられています。
- ◆ 法令や条例に基づく適正な管理や植生の復元事業等の実施により本県の豊かな自然環境の保全が図られているとともに、これらの豊かな自然とのふれあいが進んでいます。
- ◆ 「緑のダイヤモンド計画」（磐梯朝日国立公園裏磐梯地域総合整備事業）の推進により、磐梯朝日国立公園の核心地域である裏磐梯地域（浄土平を含む）において、その優れた自然環境の保全と、自然と人との豊かなふれあいの推進が図られています。
- ◆ フォレストパークあだたら²やアクアマリンふくしま³などの自然環境の理解や環境保全の必要性に関する理解を深めるための環境教育・学習施設の整備を行ってきました。
- ◆ 尾瀬地区においては、全国で初めて観光バスも規制対象とする交通システムを構築するなどの自然環境の保全が図られています。
- ◆ 環境と共生する農業への取組みや森林・農地等の持つ公益的機能の発揮のための施策が進められています。
- ◆ 野生動植物等の生態系に配慮しながら親水性を確保する河川整備等により、生物多様性⁴の保全や水辺における自然とのふれあいの場の整備が進められています。
- ◆ 県内の野生動植物の生息・生育状況を調査し、絶滅の危険度を評価した「レッドデータブックふくしま⁵（植物、昆虫、鳥類）」及び「レッドデータブックふくしま（淡水魚類、両生・爬虫類、哺乳類）」を策定しました。
- ◆ 「福島県野生動植物の保護に関する条例」を制定し、野生動植物の保護対策を総合的に実施しています。

¹ 極相林：その土地の環境下での植物群落の移り変わり（遷移）により、最終的に到達する安定した植物群落をいいます。

² フォレストパークあだたら：雄大な自然、森林の真ん中に身をおいて、自然と人のあるべき姿を学ぶために、安達郡大玉村に整備された施設です。

³ アクアマリンふくしま：海を通して「人と地球の未来」を考える新しいかたちの「環境水族館」として、いわき市に整備された施設です。

⁴ 生物多様性：地球上の生物の種の多様性と遺伝子の多様性、その生息環境の多様さをいいます。一般的には生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえます。

⁵ レッドデータブックふくしま：絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、その生息状況などの現状をとりまとめた本のことです。

- ◆ 「福島県景観条例」の適正な運用等により、本県の美しい景観の保全と創造が図られています。
- ◆ 「磐梯高原広域サイン計画¹」により、地域住民、事業者、行政の協力・連携のもとに沿道の景観形成に取り組むとともに、既存の集合看板の撤去及び景観に配慮した階層的なサイン整備が進められています。
- ◆ 都市部においては、人々の安らぎや憩いの場となる公園の整備や緑化などにより、身近な緑とふれあえる場の整備が進められています。また、農村部においても、ため池等の水辺空間を活用するなど、水と緑を生かした農村公園の整備が進められています。

(2) 課 題

- ◆ 県民一人ひとりが「人は多様な地球の生態系の一部である」との認識を持って積極的に自然環境保全活動を実践することが重要であることから、普及啓発活動の一層の推進が必要です。
- ◆ 健全な生態系や水循環を維持するために重要な役割を果たしている森林・農地や、里地里山²や水辺地などの身近な自然環境を適正に管理するとともに、その重要性について一層の普及啓発が必要です。
- ◆ ブラックバスやブルーギルなど元々本県の河川や湖沼に生息していない外来種が密放流され、生態系に混乱が生じているため、健全な生態系を保全する取り組みが必要になってきています。
- ◆ カワウなどの生息数が急激に増加しており、環境や内水面漁業に影響を与えているため、その原因を究明するとともに適切な対応が求められています。
- ◆ 日本を代表する高層湿原である尾瀬でのニホンジカによる食害が大きな問題となってきており、貴重な植生の保護の観点から、その対策について早急な対応が求められています。
- ◆ 最近、人里に出没するサル、イノシシ及びクマ等の野生動物が増加しており、各種開発やアウトドアブームにより人間が動物のテリトリーへ入り込んでいることが原因ではないかとも考えられていますが、これらの原因を究明するとともに、その対策の検討が必要となっています。
- ◆ 河川や湖沼、湿原湿地などの水域に生息する生物のレッドデータブックへの掲載が目立っており、水域環境の変化が野生動植物に大きな影響を与えていると考えられることから、水環境の保全や水辺に生息する生物の保護対策を進めることが必要となって

¹ 磐梯高原広域サイン計画：磐梯山・猪苗代湖周辺地域の、美しい自然景観を大切にしつつ、来訪者がわかりやすく目的地まで到達できるようにするためのサインシステムを作ることを目的として、県の支援のもと、関係市町村で策定した計画です。

² 里地里山：都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。

います。

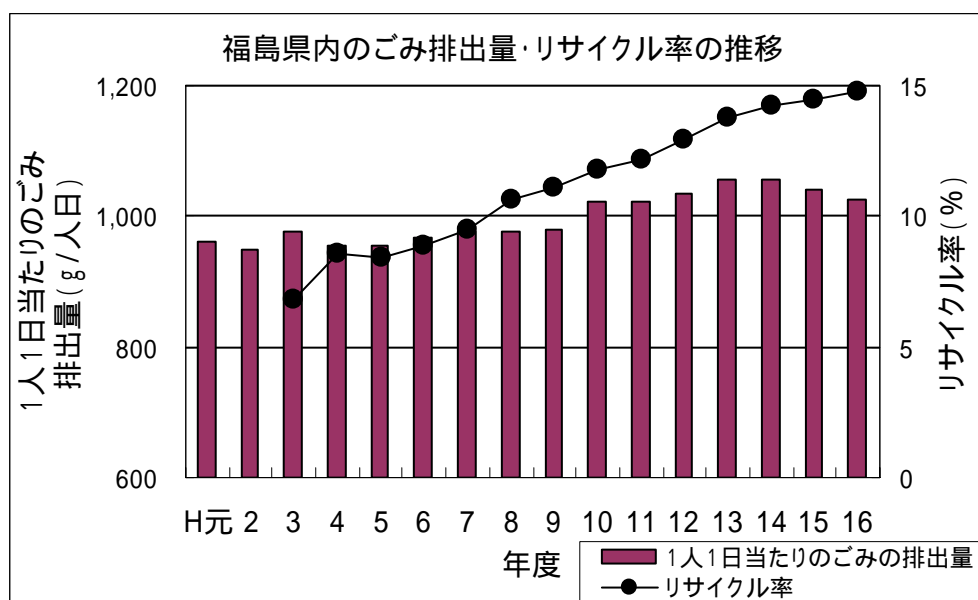
- ◆ 自然とのふれあい活動を効果的に行うために、森林や野生動植物のインタープリター¹の養成や組織づくりなど、これらのボランティア活動を一層促進するための取組みが求められています。
- ◆ 環境教育・学習の場として、また、県内の多様な自然とふれあうことのできる場として、県立自然公園のより積極的な活用が必要となっています。
- ◆ 本県の美しい景観の保全及び地域特性に応じた優れた景観の創造を一層推進するために、優良景観形成住民協定の認定制度の活用など、県民等の自主的な景観形成に向けた取組みへの支援が必要です。

2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成

(1) 現 状

廃棄物

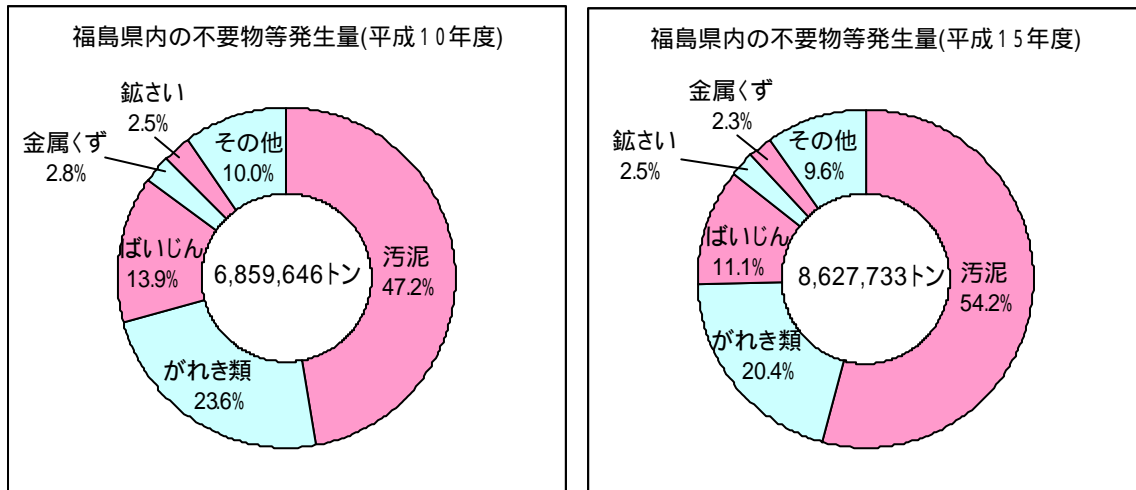
- ◆ 平成15年度の県内のごみの排出量は809,280トンであり、1日当たりに換算すると2,211トンとなっています。このうちごみの収集量は2,203トンであり、内訳は、直接埋立量51トン、直接焼却量1,852トン、焼却以外の中間処理量215トン、直接資源化量88トンとなっています。また、中間処理後216トンが資源化されており、347トンが最終処分されています。



(データ：「福島県の一般廃棄物処理の状況」(福島県生活環境部)より)

¹ インタープリター：自然体験などの活動を通じて、植生や野生動物などの自然だけでなく、地域の文化や歴史なども含めて伝える活動を行う人をいいます。

- ◆ 平成15年度の県内の不要物等発生量(事業場内等で生じた産業廃棄物量と有償物量の合計)は、8,628千トンとなっており、これは、平成10年度の発生量である6,860千トンの1.26倍で1,768千トン増加しています。



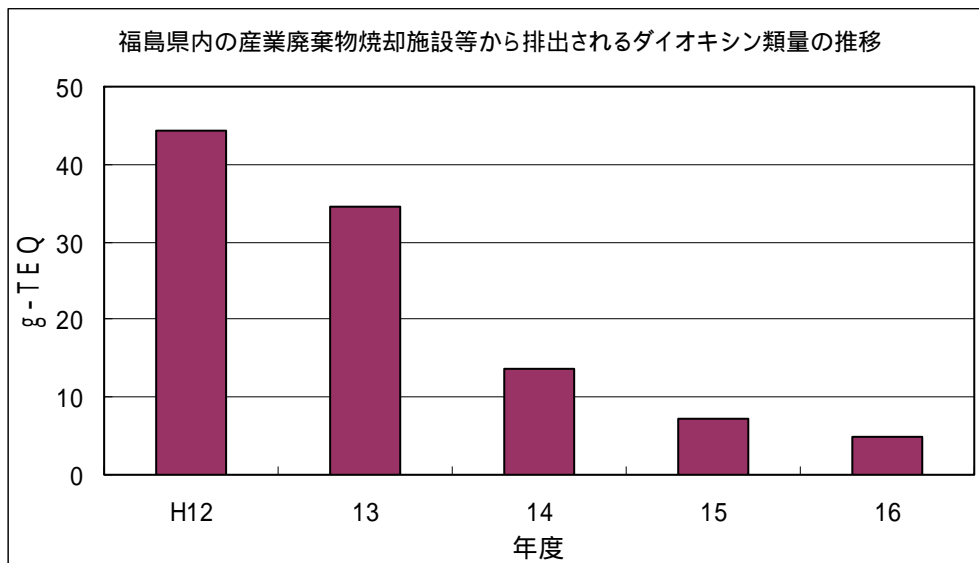
(データ:「福島県廃棄物処理実態調査報告書」(福島県生活環境部)より)

- ◆ ごみの排出量や不要物等発生量はやや増加しているものの、県民の環境に関する意識が向上しているとともに、リサイクルなどの行動が実践されています。

化学物質

- ◆ 平成17年度におけるダイオキシン類¹環境モニタリング調査(大気、水質、地下水、土壌等調査)の結果、発生源周辺土壌調査で3地点が環境基準を超過したため、周辺環境の調査を実施したところ、土壌でさらに19地点、公共用水域の水質で3地点、底質で1地点が環境基準を超過していました。このため土壌汚染が認められた地域については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく対策地域に指定し、同法に基づき土壌汚染対策計画を策定した上で、対策事業を実施することとしています。
- ◆ 平成17年度におけるダイオキシン類排出状況調査(焼却炉からの排出ガス、事業場からの排水等調査)の結果、1事業場で排水の基準を超過しました。このため、施設の設置者に対して改善命令を行い、改善後の調査において排出基準を下回っていることを確認しました。
- ◆ 平成17年度におけるダイオキシン類廃棄物最終処分場調査(放流水等調査)の結果、全ての施設において放流水の維持管理基準を下回っていました。また、周縁地下水及び搬入廃棄物についても、それぞれ、環境基準及び処理基準を下回っていました。

¹ ダイオキシン類:ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称です。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製造の過程などで非意図的に生成され、燃焼排ガスや化学物質の不純物として環境に排出され、人に対する発がん性や催奇形性が疑われています。



(データ：「環境中へのダイオキシン類排出量の推計結果」(福島県生活環境部)より)

注 TEQとは、毒性当量という意味です。ダイオキシン類は種類によって毒性の強さが異なることから、最も毒性が強いとされているダイオキシンを1として他のダイオキシン類の毒性の強さの係数を定め、最も毒性の強いダイオキシンに換算した量を算出し評価します。

- ◆ 平成17年度における環境ホルモン¹環境モニタリング調査(大気、水質、地下水等調査)の結果、調査した23物質のうち17物質が検出されましたが、検出値については概ね環境省が過去に調査した結果の範囲内でした。
- ◆ 平成17年度における環境ホルモン発生源調査(下水道終末処理施設、廃棄物最終処分場の放流水調査)の結果、調査した23物質のうち、下水道終末処理施設放流水からは6物質が、廃棄物最終処分場放流水からは8物質が検出されました。
- ◆ 野生生物における環境ホルモン等の蓄積状況を把握するため、平成17年度より、野生生物を対象とした調査を実施しています。
- ◆ 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTTR²法)」より広い化学物質・事業場を対象とした、「福島県化学物質適正管理指針³」(平成10年7月)を策定し、化学物質を取り扱う事業所に対して立入検査を実施し、適正管理を指導するなどにより、事業所においては、化学物質の適正な管理が進められています。また、ダイオキシン類、環境ホルモンに関する分析機器の整備及び職員の分析技術の向上により、検査体制を充実しました。

¹ 環境ホルモン：「外因性内分泌かく乱化学物質」が正式名称で、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味します。

² PRTTR(環境汚染物質排出移動登録)：Pollutant Release and Transfer Registerの略で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みであり、平成11年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTTR法)により制度化されました。

³ 福島県化学物質適正管理指針：人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがある化学物質について、工場及び事業場からの排出を抑制するため、その適正な管理について必要な事項を定めた指針です。

大気・水質

- ◆ 大気汚染・水質汚濁などのいわゆる従来の産業公害問題については、各種の施策により概ね改善が図られ、法令による規制はほぼ遵守されています。
- ◆ 平成17年度における大気汚染常時監視測定の結果、二酸化硫黄¹、二酸化窒素²及び一酸化炭素³は全測定局で、また、浮遊粒子状物質⁴は2局を除き、環境基準（長期的評価）を達成しています。光化学オキシダント⁵は、全測定局で環境基準を達成せず、光化学オキシダント注意報を1回発令しました。
- ◆ 平成17年度における河川水質測定の結果、有機汚濁の代表的指標であるBOD⁶は、60水域のうち57水域で環境基準を達成しました。環境基準を達成しなかった3水域のうち、1水域についてはBOD値が横ばい傾向ですが、2水域については改善傾向がみられています。
- ◆ 平成17年度における湖沼水質測定の結果、有機汚濁の代表的指標であるCOD⁷は、15水域のうち10水域で環境基準を達成しました。環境基準を達成しなかった5水域のうち、4水域については主に自然由来（植物などの有機物）の汚濁が原因と考えられ、COD値は横ばい傾向にあり、1水域については主に畜産排水が汚濁の原因と考えられ、畜産排水の浄化対策等の指導を実施しています。
- ◆ 平成17年度における海域水質測定の結果、有機汚濁の代表的指標であるCODは、13水域全てで環境基準を達成しました。
- ◆ 閉鎖性水域⁸の水環境悪化の未然防止としては全国初となる、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、水環境の保全に向けた取組みが進んでいます。

¹ 二酸化硫黄：石炭や石油などの化石燃料に含まれる硫黄が燃焼したときに大気中に排出される気体で、硫酸化物（SO_x）の一種です。呼吸器系統に悪影響を与えたり、植物を枯らしたりします。また、酸性雨の原因物質の一つとされています。環境基本法に基づき、大気中の二酸化硫黄濃度の環境基準が設定されています。

² 二酸化窒素：化石燃料等の燃焼時に、空気や燃料中に含まれる窒素が酸素と化合してできる気体で、窒素酸化物（NO_x）の一種です。呼吸器系統に悪影響を及ぼします。また、酸性雨の原因物質の一つとされています。環境基本法に基づき、二酸化窒素濃度の環境基準が設定されています。

³ 一酸化炭素：炭素または炭素化合物の不完全燃焼などにより発生します。一酸化炭素は血中のヘモグロビンと結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させます。環境基本法に基づき、大気中の一酸化炭素濃度の環境基準が設定されています。

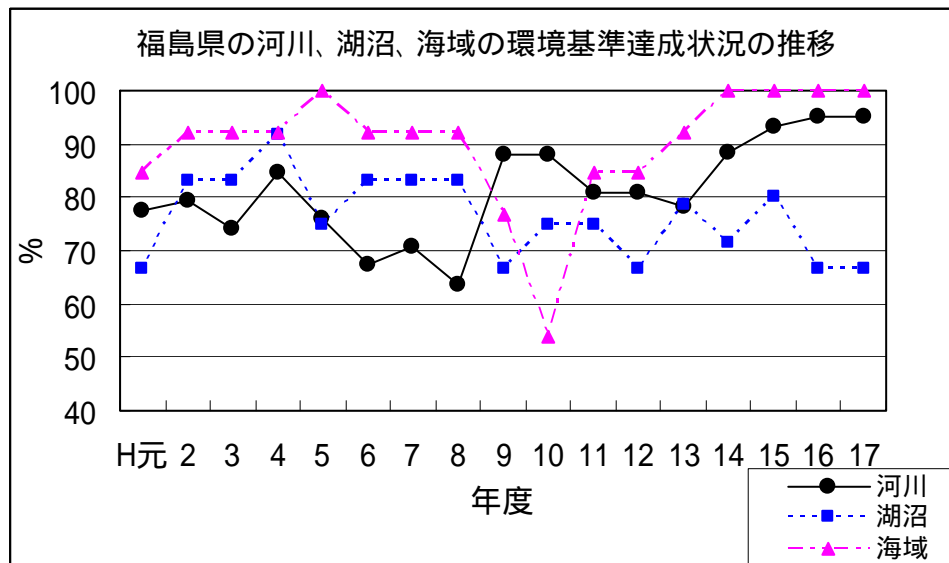
⁴ 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒径が10μm以下の粒子状物質は、呼吸器に対する影響を与えることから「浮遊粒子状物質」として環境基準が設定されています。発生源としては、工場・事業場、自動車等の人間の社会経済活動によって排出されるほか、風による土壌粒子の舞上がり等の自然由来によるものがあります。

⁵ 光化学オキシダント：工場や自動車等から排出された窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線中の紫外線のもとで反応し、生成したオゾンを中心とする酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、人の粘膜を刺激し、目や喉、呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与えるため、その濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき注意報が発令されます。

⁶ BOD（生物学的酸素要求量）：Biochemical Oxygen Demandの略で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

⁷ COD（化学的酸素要求量）：Chemical Oxygen Demandの略で、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

⁸ 閉鎖性水域：外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などをいいます。閉鎖性水域では、流入してくる汚濁物質が外部に流出しにくいいため、水質の汚濁が進みやすい性質があります。



(データ：「水質年報」(福島県生活環境部)より)

注 河川はBODの75%水質値で、湖沼と海域はCODの75%水質値でそれぞれ評価しています。(75%水質値とは、一時的な異常値による影響を取り除くため、値の小さい方から75%の位置にあるデータを使用する方法です。)

- ◆ 平成17年度における地下水水質測定の結果、新たに5地区で環境基準超過が判明したことから、井戸使用者への飲用指導、汚染範囲の確認調査及び汚染原因調査等を実施しました。

土壌

- ◆ 「土壌汚染対策法」に基づく調査の結果、土壌環境基準に適合しない汚染が認められたことにより、1区域が同法に基づく指定区域に指定されています。その他、事業者の自主調査等により汚染が判明した区域があり、浄化対策等が進められています。

騒音・振動・悪臭

- ◆ 環境騒音については、環境基準の類型指定をしている一般地域における平成17年度の環境基準の達成率は、92.7%でした。
- ◆ 悪臭については、製造業や畜産業などに起因する苦情が平成17年度において181件寄せられており、全公害苦情件数に占める割合は約27.1%となっています。

原子力発電所周辺地域の安全確保

- ◆ 原子力発電所周辺の環境放射能監視機能を充実強化するとともに、常時監視結果等をインターネット上で公開するなど、迅速な情報提供を行っています。また、原子力防災に対する知識の普及を図るとともに、国、関係機関と連携しながら防災訓練を実施しています。

(2) 課 題

廃棄物

- ◆ 廃棄物の排出量が依然として高い水準で推移しており、また、首都圏等からの廃棄物の移入への対応が課題となっています。
- ◆ 建設産業、食品関連産業、各種製造業など、あらゆる産業の分野において、廃棄物の発生抑制・リサイクルを一層促進する必要があります。
- ◆ 産業活動による環境への負荷を低減するため、環境と調和した産業活動の促進や環境関連産業の育成や創出を進める必要があります。
- ◆ 廃棄物の不法投棄が後を絶たず、より一層の適正処理対策を図る必要があります。また、県民・事業者・行政が連携して不法投棄を未然に防止する監視活動を展開していく必要があります。
- ◆ 地域の実情に応じ、公共関与による産業廃棄物処理施設の確保に努める必要があります。

化学物質

- ◆ 化学物質による人の健康や生態系への影響が懸念されており、これらの化学物質の実態把握や適正な管理を指導し、環境への影響を未然に防止する対策を一層推進する必要があります。
- ◆ 特に、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの有害化学物質は人体や生態系に深刻な影響をもたらすおそれがあるため、汚染の実態を把握し、化学物質の適正管理の促進や県民への情報提供などの対策を推進する必要があります。

大気・水質

- ◆ 有害大気汚染物質に関する環境基準は達成していますが、低濃度で大気中から検出されていることから、排出抑制指導を強化する必要があります。
- ◆ 光化学オキシダントの濃度が環境基準を超過する時間数が増大傾向にあり、その対策が必要となっています。
- ◆ アスベスト¹による健康被害を防止するため、建築物等の解体作業に伴う飛散防止対策や適正な廃棄物処理など事業者への指導を強化する必要があります。また、一般環境大気中のアスベスト濃度について把握していく必要があります。
- ◆ 自動車排出ガスが地球温暖化や大気汚染の大きな原因の一つとなっているため、自動車排出ガス対策や環境負荷の少ない交通システムの構築に向けた取り組みが必要とな

¹ アスベスト：天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、様々な用途に広く使用されてきましたが、空中に飛散した石綿繊維を肺に吸入すると約 20 年から 40 年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、現在では、原則として製造等が禁止されています。

っています。

- ◆ 生活排水に起因する水質汚濁を防ぐため、地域特性を踏まえた下水道等の汚水処理施設の整備や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換などにより、生活排水対策を一層推進する必要があります。
- ◆ 特に閉鎖性水域においては、悪化した環境を回復することがきわめて困難であるため、未然防止に向けた取組みの一層の推進が必要となっています。また、近隣県等との連携のもとに、流域が一体となった循環の理念に基づいた水環境の保全が必要となっています。
- ◆ トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物¹に加えて、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素²が環境基準を超えるなどの地下水汚染がみられ、その浄化対策が必要となっています。

土壌

- ◆ 工場・事業場跡地等において、重金属や揮発性有機化合物などによる土壌汚染がみられ、その対策が必要となっています。

騒音・振動・悪臭

- ◆ 交通網の整備により利便性が向上していますが、一方で、自動車騒音については「騒音規制法」による要請限度を超えている区域がみられるとともに、新幹線鉄道については環境基準の達成率は依然低い水準にあるなど、騒音対策の一層の推進が必要となっています。また、製造業や畜産業に起因する悪臭対策が求められています。

原子力発電所周辺地域の安全確保

- ◆ 原子力発電所については、法令に基づき国が一元的に管理していますが、周辺地域住民の安全確保を最優先すべきという基本認識に基づき、今後とも環境放射能の常時監視測定や立入調査等の安全確保対策を講ずるとともに、国に対しても、さらなる安全確保対策の充実・強化に向けて県として積極的な提案を行っていく必要があります。

3 地球環境保全への積極的な取組み

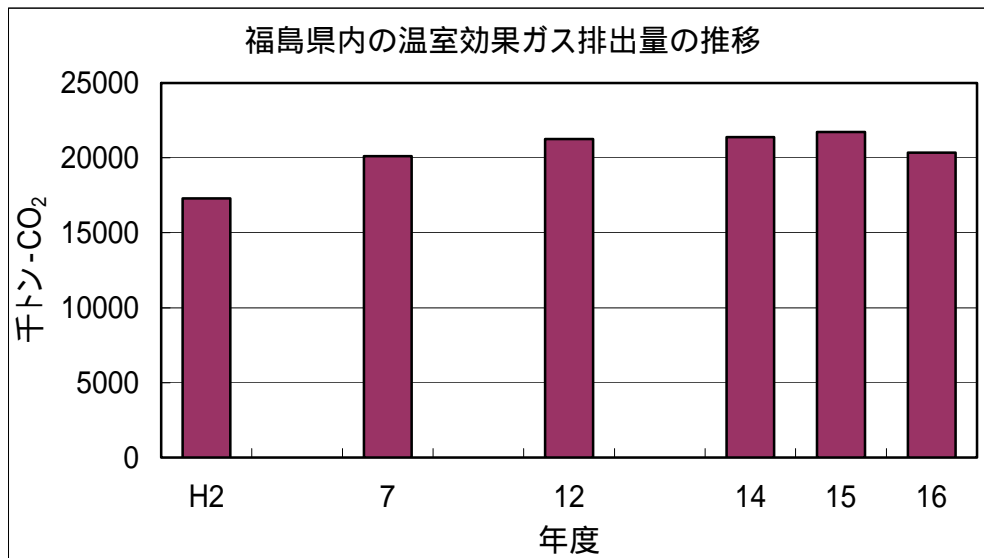
(1) 現 状

- ◆ 地球温暖化防止に向けた県民の理解や取組みが進みつつあるとともに、低公害車の普

¹ 揮発性有機化合物：常温常圧で空气中に容易に揮発する物質の総称です。農薬や、主に電気工場や半導体工場で洗浄剤などとして大量に使用されていますが、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透した場合、土壌や地下水を汚染します。

² 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となります。亜硝酸態窒素は、血中でヘモグロビンと結合してメトヘモグロビンとなり、これによりメトヘモグロビン血症（酸欠状態）となります。また、硝酸性窒素は胃の中で発ガン性のN-ニトロソ化合物を生成します。

及も徐々に進んできています。



(データ：「福島県における平成16年度の温室効果ガス排出量について」(福島県生活環境部)より)

注 温室効果ガスは物質によって地球温暖化に対する効果が異なることから、CO₂の効果を1として他の温室効果ガスの係数を定め、CO₂に換算し評価します。

- ◆ フロン¹の回収・破壊などの適正処理の実施により、オゾン層²保護に向けて着実な成果が得られています。
- ◆ 酸性雨³については、モニタリング調査を実施しておりますが、今のところ植物等への影響は認められません。
- ◆ 地球環境保全のための行動計画である「アジェンダ21ふくしま⁴」に基づいて、一人ひとりの地球環境保全に向けた行動が促進されています。

(2) 課題

- ◆ 地球温暖化防止に向けた県民の理解や取組みが進みつつありますが、温室効果ガス⁵は年々増加傾向にあります。このため、県民、事業者、行政等がより効果的な取組みを進める必要があります。

¹ フロン：化学的に安定で、無毒性・不燃性であることから、洗剤、冷媒、発泡剤等に広く使用されてきましたが、特定の種類のフロン(CFC)はオゾン層を破壊する力が大きいため、代替フロン(HCFCやHFC)が使用されるようになりました。しかし、これらについてもオゾン層を破壊や、地球温暖化の原因物質とされ、特にHFCについては温室効果が高いことから、京都議定書の排出削減対象となっています。

² オゾン層：地上10～50キロメートルの成層圏に存在するオゾンの層で、宇宙から降り注ぐ紫外線などから、地球を守るバリアの役割を果たしています。

³ 酸性雨：化石燃料などの燃焼で生じる硫酸酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられるpHの低い雨のことをいいます。

⁴ アジェンダ21ふくしま：平成4年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議で採択された文書のひとつである「アジェンダ21」を踏まえて、地方の立場からの地球環境保全及び地域環境の保全に向けた、県民、事業者、行政の広範かつ具体的な行動計画です。

⁵ 温室効果ガス：大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。

- ◆ 地球温暖化防止及びオゾン層保護のため、フロン¹の適正処理の徹底を図る必要があります。

4 環境教育・学習の推進

(1) 現 状

- ◆ 体験型・実践型の環境教育・学習の推進により、環境保全意識の啓発や実践活動が推進されているとともに、地域における環境保全活動のリーダーが養成されています。
- ◆ 水生生物を指標とした河川の水質調査を実施する「せせらぎスクール」の延べ参加者数が、全国一となっており、子どもたちの環境保全に向けた意識の啓発が進んでいます。

(2) 課 題

- ◆ 環境教育・学習に対するニーズは年々増加しており、環境教育・学習の体系的かつ効率的な推進が必要となっています。また、学校のみならず職場なども含めて、あらゆる場、あらゆる年齢層における環境教育・学習の一層の推進が必要となっています。

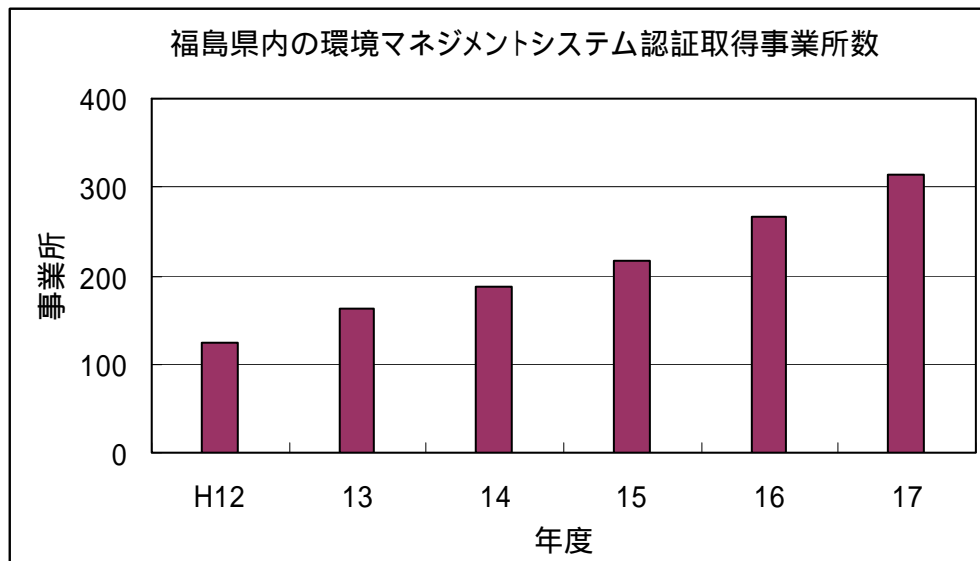
5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築

(1) 現 状

- ◆ 県民、環境保全活動団体、事業者、行政のパートナーシップのもと、自発的かつ連携した環境保全活動が実践されてきています。
- ◆ 各種団体やボランティアによる自主的な環境美化活動が進められています。
- ◆ 県内企業のISO14001¹やエコアクション2.1²の環境マネジメントシステムの認証取得件数が増加するなど、企業における環境保全活動が進みつつあります。

¹ ISO14001：国際標準化機構（ISO）の定める環境マネジメントシステムの規格です。企業などが自主的、積極的に環境保全に向けた取組みを計画し、実行し、点検し、見直すための規格で、認証を取得するには専門機関の審査が必要です。

² エコアクション2.1：広範な中小企業、学校、公共機関などに対して「環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション2.1ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度です。



(データ：「都道府県別 ISO14001 審査状況」((財)日本規格協会)
「エコアクション2.1 認証・登録事業者リスト」((財)地球環境戦略研究機関)より)

(2) 課題

- ◆ 今日の環境問題の多くが、日常生活に起因しており、県民一人ひとりが自らの問題であると認識し、自発的に環境保全活動に取り組む必要があります。
- ◆ 環境と調和した産業活動へシフトしていくためには、環境に配慮した製品等が市場に受け入れられることが重要であることから、環境に配慮した商品などを優先して購入する「環境にやさしい買い物(グリーン購入)」等の普及が重要となっています。
- ◆ 各種団体やボランティアなどによる環境美化活動が促進されていますが、依然、空き缶等が散乱している状況がみられることから、今後とも、環境保全活動を活発化していく必要があります。

6 共通的・基盤的な施策の推進

(1) 現状

- ◆ 大規模な開発行為等については、「環境影響評価¹法」及び「福島県環境影響評価条例」の適切な運用等によって、環境への影響の未然防止対策が図られています。また、全国に先駆けて風力発電所設置事業を条例の対象事業に追加するなど、環境影響評価制度の充実が図られています。
- ◆ 尾瀬保護財団の運営による尾瀬地区の適正な保護など、他県との広域的な連携が進め

¹ 環境影響評価：環境アセスメントともいい、各種の大規模開発の実施に際して、公害の未然防止と自然環境の保全を図るため、事業者が、事前に環境に与える影響を科学的かつ総合的に調査、予測及び評価を行い、必要な措置を取ることをいいます。

られているとともに、海外からの留学生の受け入れなど、国際的な貢献を果たしています。

(2) 課題

- ◆ 大規模な開発計画については、計画策定段階における環境影響評価手法(戦略的環境アセスメント)の調査・研究を進めるとともに、環境影響評価制度対象規模未滿の各種事業においても環境配慮の推進・普及を進める必要があります。
- ◆ 環境への適切な取組みを進めるため、総合的な調査研究、生物多様性の保全、面的な監視体制、情報収集・提供、環境教育・学習の拠点となる機能の整備を図る必要があります。
- ◆ 環境保全のための規制的手法や経済的手法をはじめ、各種の政策手法の総合的・効果的活用に関する調査研究を進めるとともに、企業等の環境保全活動を支援するための融資制度の充実について検討する必要があります。

第4章 施策の体系と展開

第1節 施策体系

目標の達成に向けて、施策展開の基本方向を踏まえて、以下の施策体系により環境の保全のための施策を展開します。

1 自然と人との共生

- (1) 多様な自然環境の保全
- (2) 生物多様性の保全
- (3) 自然との豊かなふれあいの推進
- (4) 良好な景観の保全と創造
- (5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成

- (1) ごみゼロ社会形成の推進
- (2) 環境と調和した事業活動の展開
- (3) 資源・エネルギーの有効利用
- (4) ダイオキシン類等化学物質対策の推進
- (5) 大気、水、土壌等の保全対策の推進
- (6) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全
- (7) 環境負荷の少ない交通への取組み
- (8) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

3 地球環境保全への積極的な取組み

- (1) 地球温暖化対策の推進
- (2) オゾン層保護・酸性雨対策の推進
- (3) アジェンダ21ふくしまの推進

4 環境教育・学習の推進

- (1) 多様な場における環境教育・学習の充実
- (2) 学校、地域等における指導者の育成
- (3) 環境教育・学習基盤の充実

5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築

- (1) 各主体の自発的な活動の促進と連携
- (2) 環境に配慮した消費活動の促進
- (3) 環境マネジメント等の普及
- (4) 県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの推進
- (5) 県域を越えたネットワークによる取組みの推進
- (6) 国際的な取組みの推進

6 共通的・基盤的な施策の推進

- (1) 環境配慮の推進・普及
- (2) 環境と調和のとれた土地利用の推進
- (3) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成
- (4) 総合的な調査研究、監視体制の整備
- (5) 環境保全に関する情報の収集と提供
- (6) 各種政策的手法の活用
- (7) 環境汚染防止体制

第2節 施策の展開

1 自然と人との共生

(1) 多様な自然環境の保全

施策の方向

豊かな森や清らかな川などの本県の優れた自然環境を保全します。
里地里山や水辺地などの身近な自然環境を保全します。
森林や農地の持つ多面的な機能の確保を図ります。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
自然公園 ¹ 面積	168,169.8 ha	168,169.8 ha	168,169.8 ha 以上
自然環境保全地域 ² 面積	4,867.4 ha	4,867.4 ha	4,867.4 ha 以上
水と親しめるふくしまの川 づくり箇所数(累計)	45か所	63か所	65か所
中山間地域等直接支払交付 金交付面積(注1)	10,907 ha	15,782 ha	16,800 ha (H21年度)
森林整備ボランティア参加 者数	1,113人	17,544人	33,000人
上下流連携による源流域保 全活動事例数	10件	27件 (H16年度)	30件

(注1) 中山間地域等の耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の維持・向上を図るために、生産条件の不利性を直接的に補償する制度(中山間地域等直接支払制度)により、耕作管理されている農用地の面積。

具体的施策

自然保護思想の普及啓発

- ◆ 自然環境の適正な保全と利用を推進するため、幅広く自然保護思想の普及啓発を進めるとともに、自然や動植物に関する情報の収集・提供に努めます。
- ◆ 里地里山や水辺地などの身近な自然環境を保全することの重要性や、農地や森林が持つさまざまな公益的機能について、県民一人ひとりが理解し、積極的な環境保全活動への参加を促進するための普及啓発活動を進めます。

¹ 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し、利用することを目的に区域を画して設けられる公園をいいます。自然公園には、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の三種があります。

² 自然環境保全地域：福島県自然環境保全条例に基づき、特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点からも価値の高い優れた自然の保全を図るために指定しています。自然環境保全地域においては、工作物の新・改・増築や木竹の伐採、鉞物や土石の採取などについて規制が行われています。自然環境保全法に基づき国が指定するものもありますが、現在県内では、国が指定したものはありません。

すぐれた自然環境の保全

- ◆ 国立、国定、県立の各自然公園の適正な利用と優れた自然環境や美しい自然景観の保全を図るため、自然公園内における各種行為に対する規制や指導を行います。
- ◆ 自然環境保全地域の希少で優れた自然環境や緑地環境保全地域¹の身近で良好な自然環境を保全するため、各種行為の規制指導や保全修復事業等を推進します。
- ◆ 自然環境を適正に保全するため、自然環境の状況調査の実施や、特に重要な植生については保護復元を図るとともに、保護施設の整備に努めます。
- ◆ 県立自然公園の保護・管理のあり方について見直しを行うとともに、自然環境保全地域の指定拡大について検討します。
- ◆ 自然環境の保全とともに自然と豊かにふれあう活動を促進するため、自然に親しみ大切に活動を行うボランティア団体のネットワーク化を図り、これらの団体の自主的な活動の一層の促進を図ります。

里地里山など身近な自然環境の保全

- ◆ 身近な自然である里地里山や水辺地などの良好な自然環境の保全に努めるとともに、必要に応じて自然植生や生物の生息空間の保全・復元などを促進します。
- ◆ 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、石や木などの天然素材の持つ機能を生かした河川整備を推進するなど、水辺の多様な生物の生息環境の創造に努めます。
- ◆ 都市の緑化を推進するため、緑の核となる都市公園の整備を促進するとともに、地域住民の協力の下、風致地区²等の優良な緑地や樹林の適切な保全を図ります。

水と緑の保全と創造

- ◆ 農地は、農業生産活動を通じて水や土地が適切に管理されることによって初めて、土壌浸食や土砂崩壊の防止、水源かん養機能の維持といった多面的機能が確保されることから、農山村における生産・生活基盤整備等を「うつくしま農村整備プラン2¹」³（平成13年3月）に基づき総合的に進めます。また、農業農村整備事業の実施に当たっては、「福島県農業農村整備環境対策指針⁴」に基づき、環境に配慮した事業を推進します。

¹ 緑地環境保全地域：良好な生活環境を保全するために、福島県自然環境保全条例に基づき、市街地又は集落地周辺等の樹林地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で良好な自然環境を形成している地域を指定しています。緑地環境保全地域においては、工作物の新・改・増築や木竹の伐採、鉱物や土石の採取などについて規制が行われています。

² 風致地区：都市における風致の維持を目的として、都市計画法により定められるもので、各種の風景地、公園、寺社、水辺、歴史的意義のある土地、樹林地等が指定されています。

³ うつくしま農村整備プラン2¹：農業の持続的な発展と農村の振興のため、農業生産の基盤づくりと、農村の生活環境の整備を通して、美しいふくしまの農村を作るための基本的方向とその施策を明らかにした計画です。

⁴ 福島県農業農村整備環境対策指針：生態系、水環境、農村景観、歴史文化資源及び土環境等の保全を基本とした、快適でうるおいある農村環境をつくっていくための指針です。

- ◆ 中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続されるよう、農業者等に対して生産条件の不利を補正するための直接支払いを実施します。
- ◆ 森林のもつ水源かん養、県土や自然環境の保全、地球温暖化防止などの多面的機能が発揮されるよう、「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21¹」(平成15年1月)に基づき、森林の計画的な除間伐、保安林²の指定、森林病虫害対策や林野火災の防止対策など森林の適正管理を推進するとともに、担い手の育成や県民参加の森林づくりを総合的に進めます。
- ◆ 県民参加による森林づくり運動を推進するため、森林ボランティアに関する情報提供や相談業務等を行う「森林ボランティアサポートセンター³」を設置するとともに、「うつくしま21森林づくりネットワーク⁴」や森林づくり地方推進組織、NPO、森林ボランティア団体等の活動を支援します。
- ◆ 緑の募金運動や地方植樹祭、育樹活動を通じて、県民一人ひとりの理解と協力による県土緑化を推進するとともに、緑と親しみ、守り育てる活動を通じ、次世代を担う青少年の心身の健全な育成を図るため、緑の少年団活動を支援します。
- ◆ 「森林環境税」(平成18年4月導入)の活用により、森林環境の保全や森林を守り育てる意識の醸成のための事業を進めます。
- ◆ 本県の健全な水循環を将来に継承するため、「うつくしま『水との共生』プラン⁵」(平成18年7月)に基づき、産学民官連携の下、治水・利水・環境保全に関する施策を総合的に推進します。
- ◆ 沿岸域の良好な漁場環境や生態系の保全に努めるとともに、源流域から河口に至る一貫した環境保全活動を促進します。
- ◆ 河川流量の減少や水質悪化等の問題を解決し、流域の健全な水循環を確保するため、様々な主体による上下流や地域、流域間の連携・交流を促進します。

¹ うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21：「森林(もり)との共生」の理念に基づく循環型社会の実現に向けて、福島県の森林・林業・木材産業における基本目標と施策の方向を示す計画です。

² 保安林：森林法に基づき、災害の防備や水源のかん養等の国土保全及び生活環境の保全、形成などのために指定されている森林です。立木の伐採や開発などが制限されます。

³ 森林ボランティアサポートセンター：森林づくり活動の広報や森林ボランティアに関する情報の収集と提供、森林ボランティアに関する相談などに対応し、県民の森林ボランティア活動への参加を支援する機関です。

⁴ うつくしま21森林づくりネットワーク：県民参加による森林づくり運動を推進するため、民間主体により設立された森林づくり推進組織で、森林づくり推進連絡会議や森林づくり活動発表交流会の開催等県内各地の森林ボランティア運動を牽引、先導する活動を行っています。

⁵ うつくしま『水との共生』プラン：水と人との良好な関係を取り戻し、健全な水循環を将来に継承するため、「水にふれ、水に学び、水とともに生きる」を理念として、産学民官の幅広い連携のもと、総合的・重点的に実施していく施策の方向を示した計画です。

(2) 生物多様性の保全

施策の方向

希少種を含む野生動植物の保護対策を進め、本県の豊かな生態系を守ります。
あつれきを生じている野生動物や外来生物について適切な対策を進めます。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
野生動植物保護サポーター ¹ 登録者数	-	83人	100人

具体的施策

野生動植物調査の実施

- ◆ 県内の野生動植物の生息・生育状況を調査し、絶滅の危険度について評価し取りまとめた、「レッドデータブックふくしま（植物、昆虫、鳥類）」（平成14年3月）及び「レッドデータブックふくしま（淡水魚類、両生・爬虫類、哺乳類）」（平成15年3月）を基本とし、さらに調査研究を進めます。

野生動植物の保護と管理の推進

- ◆ 鳥獣保護区²等の設定などにより野生鳥獣の生息環境の保全や、あつれきを生じている野生動物の保護管理、狩猟の適正化等を促進します。
- ◆ 「福島県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、野生動植物の監視活動等を行う県民ボランティアである「野生動植物保護サポーター」の活用をはじめ、希少な野生動植物の保護対策を総合的に実施します。
- ◆ 鳥獣保護センターにおける傷病野生鳥獣の救護の充実を図るため、民間ボランティアとの連携を強化するとともに、「福島県野生動物救急救命ドクター制度³」の活用等により、野生動物の迅速かつ適切な救護に努めます。
- ◆ 多様な野生動物の生息空間を確保するため、自然公園のみならず、森林、農地、水辺地など日常的な生活地域においても野生動物の生息空間を保全・創出するよう努めるとともに、生息空間を分断しないような道路整備を図るなど移動空間についても配慮します。

¹ 野生動植物保護サポーター：野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして、「福島県野生動植物保護サポーター制度」に基づき登録された方々です。

² 鳥獣保護区：野生鳥獣の保護繁殖を図るために「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき設定する区域で、知事又は環境大臣が設定します。設定期間は10年以上、20年以内ですが更新することができます。保護区のうち、特に必要な区域は特別保護地区に指定し、立木の伐採、埋め立て等を制限することができます。

³ 野生動物救急救命ドクター制度：県と社団法人福島県獣医師会の連携により、野生動物救急救命ドクターとして登録した動物病院の獣医師がボランティアにより野生動物の初期治療等を行う制度です。

外来種の移植・移入の回避

- ◆ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす外来生物等に関する啓発や調査、防除対策を実施し、健全な生態系の保全に努めます。

（３）自然との豊かなふれあいの推進

施策の方向

自然に学び、ふれあう場の整備や機会の充実を図ります。
河川等と一体となった親水性に富んだ水辺空間の整備を進めます。
都市公園の整備など、都市部の緑化を進めます。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
国立・国定・県立自然公園利用者数	17,293千人	16,576千人	23,500千人
緑地等面積(注1)	20.21m ² /人	22.02m ² /人	25m ² /人
もりの案内人 ¹ 認定者数 (累計)	124人	285人	425人

(注1) 都市計画区域内の都市公園面積、風致地区面積や緑地保全地域等の地域制緑地面積の合計を都市計画区域内人口で除したものを。

具体的施策

自然とのふれあいの場の整備

- ◆ 国立、国定、県立の各自然公園において、優れた自然環境や美しい自然景観を保全するとともに、自然に学び、自然とのふれあいを体験する場として、公園施設の整備の推進と適正な維持管理に努めます。
- ◆ 県民が自然とふれあう拠点として、ふくしま県民の森²や、福島県昭和の森³、福島県総合緑化センター⁴、生活環境保全林等の整備充実を図ります。
- ◆ 都市においては、身近に自然とふれあえる場を確保するため、都市公園の整備促進や、風致地区等の保全を図るとともに、農山村地域においては、農地を活用した自然とのふれあいの場や、子どもたちの自然観察・学習のための施設などの整備を促進します。

¹ もりの案内人：森林の必要性や重要性を県民に広く伝えるボランティアによる指導者の方々です。

² ふくしま県民の森：県民の健康の増進や自然愛護思想の普及の場として、安達郡大玉村玉井地内に造成され、昭和47年に開園しました。その後、森林の持つ保健、教育、文化機能に対する関心が、都市住民を中心に高まり、森林に対する要請が一層多様化してきたことから、平成6年度よりオートキャンプ場の整備に着手し、平成10年7月にオープンしました。「森林との共生」を目指す施設は、自然とのふれあいを通じて、自然の大切さを学ぶため様々な体験活動が展開され、「フォレストパークあだたら」の愛称で多くの人々に親しまれています。

³ 福島県昭和の森：昭和天皇御在位50年記念として、昭和天皇ゆかりの地、耶麻郡猪苗代町天鏡台地内に整備された森林公園です。

⁴ 福島県総合緑化センター：県土の緑化及び県民の緑化意識の高揚と県民の保健休養の場の提供として、郡山市逢瀬町河内地内に整備された施設です。園内には、日本庭園、サボテン園、樹木見本園等があります。

- ◆ 河川、ダム、ため池、海岸線等の整備に当たっては、動植物の生息・生育環境や自然景観との調和に配慮するとともに、地域住民の身近な自然とのふれあいの場となるよう親水性の向上を図ります。

自然とのふれあい活動の推進

- ◆ 自然とのふれあい活動やマナーに関する情報提供を行うとともに、自然公園のビジターセンターなどにおいて、自然とのふれあいのためのオリエンテーションや利用者指導等を行います。
- ◆ 自然に対する感性や自然の仕組みの理解を深めるインタープリテーション¹活動の推進を図るため、もりの案内人など自然解説者を養成していくとともに、パークボランティア²や川の案内人³などのボランティアとの協力・連携に努め、自然とのふれあいについての啓発活動を推進します。
- ◆ 本県の豊かな自然環境の保全と活用を図るため、エコツーリズム⁴を中心とした自然体験活動の促進を図ります。
- ◆ 都市住民が、自然とふれあい、農山漁村との交流を深めることができるよう、多彩な地域資源を活用しながらグリーン・ツーリズム⁵を促進します。
- ◆ 多様な生物の生息空間であり、環境について学ぶ貴重な場である里地里山や水辺地などにおいて、自然とのふれあいを進めます。

(4) 良好な景観の保全と創造

施策の方向

良好な景観を県民共有の財産として保全します。
地域の特性に応じた、優れた景観の創造に取り組みます。

¹ インタープリテーション：インタープリテーションとは、知識や情報を単に与えるというのではなく、自然に直接触れる体験や教材を活用して、参加者の好奇心を利用して、自ら自然の事物やそれらの背後にある自然の原則を理解してもらおうというもので、教えるというより興味を刺激し、啓発を図る教育的活動・技能です。具体的には、スライドや人形を用いたり、参加者に役割を与える劇を演じさせたり、実際に野外のコースを歩きながら行う方法などがあり、アメリカの国公立公園で発達したものです。我が国では「自然解説」と訳されていますが、対象は自然に限定されず、文化・歴史（遺産）までも含んでいます。

² パークボランティア：国立公園内の一定の地区ごとに、環境省の各地区自然保護事務所長の登録を受けて利用者への自然解説、野生動植物の保護管理及び美化清掃等を行うボランティアをいいます。

³ 川の案内人：河川や水環境、自然環境の分野で幅広い知識と経験を持った方々を、「川の案内人」として県が認定する制度です。その知識と経験を、河川での活動や、小中学校の総合学習の場においてボランティアで教えてくれます。

⁴ エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方です。

⁵ グリーン・ツーリズム（ブルー・ツーリズム）：農山（漁）村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のことをいいます。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
優良景観形成住民協定認定 ¹ 数(累計)	0件	11件	16件
うつくしま景観サポーター ² 登録者数(累計)	66人	452人	630人

具体的施策

景観形成の誘導

- ◆ 「福島県景観条例」に基づく届出制度の適切な運用を図り、景観づくりのための指導・助言を行います。
- ◆ 特に優れた景観を有する地域については、「福島県景観条例」に基づく景観形成重点地域に指定し、景観に配慮した施設等の整備の誘導に努めるなど、きめ細かな景観づくりに取り組みます。

景観形成に関する支援等

- ◆ 本県の美しい景観の保全及び地域特性に応じた景観の創造を一層推進するために、優良景観形成住民協定制度の活用などにより景観形成に向けた取組みを支援します。
- ◆ 景観アドバイザー³の派遣や景観セミナーの開催を通じて、景観づくりに関する技術的助言や知識の普及啓発に努めます。
- ◆ 景観形成に関する取組み事例についての情報提供や景観上優れた建築物の表彰を通じて、県民の景観づくりへの理解を深め、景観形成意識の醸成に努めます。
- ◆ 景観づくりのリーダーとなる人材の育成を図り、地域住民の自主的な景観形成活動を促進します。
- ◆ 景観法の制定等の状況変化を踏まえた景観施策について、市町村等と連携しつつ検討を行います。

景観に配慮した公共事業等の推進

- ◆ 公共事業の実施に当たっては、周辺の景観との調和に配慮するとともに、地域特性を生かした良好な景観の創造に努めるなど、景観づくりの先導的役割を担っていきます。
- ◆ 景観の優れた場所においては、屋外広告物の表示設置を規制するなど景観に配慮した

¹ 優良景観形成住民協定認定：景観形成に関する住民協定のうち、「福島県景観条例」に基づき、県土の景観形成に資するものについて、知事が「優良」として認定し、広く公表する制度です。

² うつくしま景観サポーター：景観づくりに関心のある県民をボランティアとして登録し、研修会への参加、提言活動を通じて、地域における景観づくりに取り組む人材を育成する制度です。

³ 景観アドバイザー：県民、事業所、市町村などにおいて、それぞれの地域特性を活かした景観づくりが円滑に進められるよう、建築、土木、造園などの専門家を景観アドバイザーとして県が委嘱しており、必要に応じて、助言者として派遣しています。

公共事業等の実施に努めます。

- ◆ 国、市町村等に対しても、景観に配慮した公共事業等の実施を要請していきます。

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

施策の方向

ラムサール条約¹登録湿地である尾瀬地区の貴重な自然環境を保全します。
裏磐梯地区の優れた自然環境を保全するとともに、自然との豊かなふれあいを推進します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
尾瀬の入山者数に対する土・日曜日入山割合	43.8%	46.7%	43.8%以下
裏磐梯における自然ふれあい・イン タープリテーション活動 ² 参加数	-	415人	600人

具体的施策

尾瀬地区の自然環境保全

- ◆ 優れた自然環境や美しい自然景観の保全と適正な利用を図るため、尾瀬地区における各種行為に対する規制や指導を行います。
- ◆ 貴重な自然を残している尾瀬の自然環境を保全するため、調査、植生復元等を実施します。
- ◆ 低公害バス導入や交通対策の実施による平日利用の促進などにより、尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を図ります。
- ◆ 尾瀬におけるニホンジカの食害が問題となっており、貴重な植生保護の観点から、その対策について検討します。
- ◆ 福島、群馬、新潟の3県が中心になって設立した尾瀬保護財団との役割分担を図りながら、関係機関と連携・協力した総合的な環境保全施策を推進します。
- ◆ 平成19年度中に実現見込みとなっている、日光国立公園からの独立を視野に入れ、21世紀にふさわしい国立公園とするため、その適正な保護と、賢明な利用の在り方について検討します。

裏磐梯地区の自然環境保全

- ◆ 優れた自然環境や美しい自然景観の保全と適正な利用を図るため、磐梯朝日国立公園

¹ ラムサール条約：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が正式名称。採択地（イラン ラムサール）に因んで一般に「ラムサール条約」と言われ、湿地に生息・生育する動植物を保護・保全し、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を目的とする条約であり、平成17年11月8日に尾瀬が重要な湿地に係る登録簿に掲載された。

² 裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動：裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会（国、県、地元市町村等により平成15年4月設立。）で実施しているインタープリテーション活動を指します。

内における各種行為に対する規制や指導を行います。

- ◆ 裏磐梯の自然環境調査を実施し、自然遷移の状況や人為的影響を把握するとともに、必要な植生復元等を実施することにより、貴重な財産である裏磐梯の自然環境を保全します。
- ◆ 「緑のダイヤモンド計画」(磐梯朝日国立公園裏磐梯地域総合整備事業)で整備した各種施設を活用した適正な利用により、優れた自然環境の保全と自然と人とのふれあいを推進します。
- ◆ 裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会に参画し、裏磐梯地区の自然環境を保全し適正に利用するための各種情報を提供するとともに、体験的な環境教育・学習機会の増加を図ります。
- ◆ 磐梯山・猪苗代湖周辺を景観形成重点地域に指定し、県の支援のもと関係市町村で策定した「磐梯高原広域サイン計画」に基づき自然と調和したサイン整備を図るなど、景観に配慮した施設等の整備の誘導に努めます。

2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成

(1) ごみゼロ社会形成の推進

施策の方向

あらゆる分野でごみ減量化・リサイクルを推進し、“ごみゼロ社会”を目指します。
一人ひとりが廃棄物の減量化やリサイクルに取り組み、環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの実現を目指します。
一般廃棄物の効率的処理のために、ごみ処理の広域化を推進します。
廃棄物の適正処理を進めるとともに、不法投棄を防止します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
ごみ排出量(1人1日当たり)(注1)	1,036g	1,024g (H16年度)	930g
リサイクル率(注2)	12.9%	14.8% (H16年度)	26%
産業廃棄物排出量	6,664千トン (H10年度)	8,387千トン (H15年度)	8,514千トン
産業廃棄物減量化・再生利用率(注3)	79% (H10年度)	93% (H15年度)	93%
産業廃棄物最終処分量	1,407千トン (H10年度)	615千トン (H15年度)	596千トン
建設副産物リサイクル率(アスファルト塊・コンクリート塊)(注4)	99%	100%	100%
下水汚泥減量化率・有効利用率	減量 50.2% 利用 17.8%	減量 85.4%(H16年度) 利用 66.8%(H16年度)	減量 100% 利用 100%
農業用使用済プラスチック適正処理率	26.0%	78.4%	100%

(注1) 家庭等から排出されるごみ(一般廃棄物)の排出量を1人1日当たりに換算した数値。

(注2) 一般廃棄物に関するリサイクル率。

(注3) 産業廃棄物排出量のうち(減量化量+再生利用量)の割合。

(注4) 国、県、市町村の公共事業におけるアスファルト塊、コンクリート塊のリサイクル率。

具体的施策

一人ひとりのごみゼロ社会形成のための実践活動の促進

- ◆ 「福島県循環型社会形成推進計画¹」(平成18年3月)に基づき、循環型社会の形成に向けた取組みを、県民、事業者、行政等の各主体の役割分担と連携により県民総参加で推進するとともに、「もったいない50の実践²」などにより、一人ひとりの活動を促進するための意識醸成を図ります。

廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進

- ◆ 「福島県廃棄物処理計画³」(平成18年3月)、及び「福島県分別収集促進計画(第4期)⁴」(平成17年8月)に基づいて、廃棄物の発生抑制、分別収集及びリサイクルの一層の推進を図ります。
- ◆ 発生抑制(リデュース) > 再使用(リユース) > 再生利用(リサイクル) > 熱回収 > 適正処理という優先順位を原則として、循環型社会の形成に向けた普及啓発を推進します。
- ◆ ごみ減量化・リサイクルについての県民及び事業者に対する普及啓発や、環境関連産業の振興及びリサイクル技術の開発を推進するとともに、地域におけるゼロ・エミッションの取組みについて検討し、促進します。
- ◆ 「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、廃棄物等の発生抑制に配慮した製品の設計、製造及び使用後の適正なりサイクルや処分が行われるよう、生産者の取組みを促進するとともに、副産物の再生資源としての利用を促進します。

¹ 福島県循環型社会形成推進計画：「福島県循環型社会形成に関する条例」に基づき、本県の特性を生かした循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

² もったいない50の実践：ノーベル平和賞を受賞した、ケニア共和国副環境相のワンガリ・マータイさんが提唱する「もったいない運動」が、本県においても広がりを見せていることから、福島県循環型社会形成推進計画において、「もったいない」をキーワードの一つとし、誰もが身近にできる取組みとして県民から募集した「もったいない50の実践」を例示し、啓発を行っています。

³ 福島県廃棄物処理計画：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化や適正処理等に関する施策を推進していくための計画です。

⁴ 福島県分別収集促進計画(第4期)：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、各市町村の分別収集を促進するための計画です。

- ◆ 各種リサイクル法¹に基づき、容器包装、家庭用機器、建設資材、食品、使用済自動車などに係る廃棄物の発生抑制を図るとともに、循環資源としての再使用・再生利用の促進を図ります。
- ◆ ごみの資源化を図るため、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザなどの資源化施設の整備を促進します。
- ◆ 地域の特性に応じた整備手法を選定しながら、下水汚泥処理施設等の計画的な整備を進めます。
- ◆ 農業用使用済プラスチック類の適正処理やリサイクルを促進するため、地域での回収システムの構築や分別収集を支援するとともに、漁業系廃棄物については関係団体等による適正処理を促進します。
- ◆ 畜産業から発生する家畜排せつ物については、「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画²」に基づき、関係機関と連携を図りながら、たい肥化とその利用を促進します。
- ◆ 「産業廃棄物税³」（平成18年4月導入）を活用し、産業廃棄物の排出抑制、再生利用及び適正処理のための事業を推進します。

廃棄物の適正処理の推進

- ◆ 廃棄物の減量化と適正処理を総合的かつ計画的に推進するために、「福島県廃棄物処理計画」（平成18年3月）に基づいた積極的な取組みを推進します。
- ◆ 県民に対して、排出者責任や廃棄物処理についての理解を深めるため、正しい知識の普及啓発に努めます。
- ◆ 排出事業者に対して、排出者責任の徹底について啓発するとともに、適正な処理が実施されるよう監視・指導の強化を図ります。
- ◆ 処理業者に対して、適正処理意識の高揚や資質の向上を図るための啓発に努めるとともに、適正な委託処理と施設の維持管理が行われるよう監視・指導の強化を図ります。
- ◆ 周辺の自然環境や生活環境など地域との共生に配慮した産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の確保・整備を図るため、事業者や処理業者に対して適切な指導・助言に努めます。
- ◆ 民間処理の補完として必要な処理能力を確保するため、地域の実情に応じ公共関与に

¹ 各種リサイクル法：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」等です。

² 福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画：「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、国が定める「基本方針」に即して、地域の実情に応じた施設整備の目標、利用促進の方策等を定める計画です。

³ 産業廃棄物税：産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を図るための施策の実施に関する財源（県税）として創設されました。

よる産業廃棄物処理施設の整備を推進します。

- ◆ 県外から県内の産業廃棄物処理施設に搬入・処理される産業廃棄物についても、「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」等に基づき、適切な処理を指導します。

ごみ処理広域化の推進

- ◆ 効率的かつ効果的な一般廃棄物の適正処理のため、計画的な処理施設の整備促進など、市町村等が行う一般廃棄物処理事業の広域化を図ります。

不適正処理防止対策等の推進

- ◆ 不法投棄など、不適正な処理の防止のための普及啓発を行います。
- ◆ 不法投棄を未然に防止するため、事業者や処理業者に対する監視・指導や不法投棄パトロール等の強化を図るとともに、不法投棄等の環境犯罪の取締りを強化します。
- ◆ 廃棄物の不法処理事案については、関係機関相互の連携を強化して被害の拡大防止に努めるとともに、原因者責任に基づく早期の原状回復を図ります。

(2) 環境と調和した事業活動の展開

施策の方向

あらゆる産業において環境と調和した事業活動を促進します。
環境関連産業の創出・育成を図ります。
環境と共生する持続性の高い農林水産業を振興します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
化学肥料使用量	88.8kg/ha	85.0kg/ha	72.2kg/ha
化学農薬使用量	9.9kg/ha	8.6kg/ha (H16年度)	8.5kg/ha
エコファーマー ¹ 認定者数	2人	10,309人	現況値以上の値と することで検討中
うつくしま、エコ・ショップ 等 ² 認定件数	1,525件	2,238件	3,000件

具体的施策

環境にやさしい事業活動の促進

- ◆ 事業者が製品のライフサイクル(原材料の調達、製造、流通、販売等)の各段階にお

¹ エコファーマー：「福島県持続性の高い生産方式の導入に関する指針」に基づき県の認定を受け、たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の低減(通常の栽培方法による使用量から2割以上削減)を一体的に行う農業生産方式を導入している農業者の方々です。

² うつくしま、エコ・ショップ等：ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む県内の小売店、事業所、飲食店等を、県がエコ・ショップ、エコ・オフィス、エコ・レストランとして認定します。

いて行う廃棄物の減量化や再資源化などの環境にやさしい事業活動を促進します。

- ◆ 事業者におけるISO14001やエコアクション21の認証取得を促進するとともに、再生資源の原材料としての利用や製品の長寿命化など環境に配慮した製品の開発、環境保全設備の導入等を支援します。
- ◆ 簡易包装、再生品利用等に取り組む小売店・事業所等を「うつくしま、エコ・ショップ」等に認定するなど、簡易包装などに関する事業者の取り組みや消費者の理解を進めるとともに、容器や包装材等のリサイクルを促進します。

環境関連産業の振興

- ◆ うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度¹などにより、環境への負荷の低減に資する製品やサービス等の開発・提供等を行う環境関連産業の育成や創出を図ります。
- ◆ 「産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業²」などにより、環境関連産業の振興を支援します。
- ◆ 県の試験研究機関等において廃棄物や未利用資源の再資源化などに向けた研究開発を推進するとともに、新技術の普及に努めます。

環境と共生する持続性の高い農林水産業の振興

- ◆ 本県農業の持続的発展及び循環型社会の形成を推進するため、地域における有機性資源の循環利用と、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用削減を図るエコファーマーによる栽培や、より環境負荷の少ない有機栽培³及び特別栽培⁴に一体的に取り組む農業を「環境と共生する農業」として位置付け、その全県的な拡大を図ります。
- ◆ 「うつくしま農業・農村振興プラン21⁵」（平成13年3月）及び「うつくしま農村整備プラン21」（平成13年3月）に基づき、自然環境・景観に配慮した農業農村整備事業を積極的に進めます。
- ◆ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」等に基づく、家畜排せつ物処理施設の整備を支援するとともに、家畜排せつ物等のバイオマス¹がたい肥として有効利用されるよう畜産と耕種農家の連携強化を促進します。
- ◆ 「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン」（平成15年1月）に基づき、水源

¹ うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度：主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を県が認定し、利用を推進する制度です。

² 産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業：環境に配慮した産業活動を推進し、産業廃棄物の抑制及び再利用技術に関する研究開発を促進することを目的として、県内の事業者等に対して開発経費の補助を行う制度です。

³ 有機栽培：化学肥料及び化学農薬を使用しない栽培方法のことです。

⁴ 特別栽培：化学肥料及び化学農薬の使用量を通常の栽培方法による使用量から5割以上を削減した栽培方法のことです。

⁵ うつくしま農業・農村振興プラン21：21世紀初頭における望ましい農業・農村の目指すべき姿を明らかにして、その姿を実現するための施策の方向を示した計画です。

かん養、県土や自然環境の保全、地球温暖化防止などの森林の多面的機能を発揮できるように、持続可能な森林経営を推進するとともに、木質バイオマスなどの森林資源の活用を促進します。

- ◆ 「うつくしま水産業プラン21²」（平成13年3月）に基づき、水産資源の持続的利用が図られるよう、漁業者が自主的に取り組む資源管理型漁業を促進するとともに、種苗放流を進めるなどして、つくり育てる漁業を推進します。

（3）資源・エネルギーの有効利用

施策の方向

資源・エネルギーを節約するとともに、リサイクルなどによる有効利用を推進します。太陽光発電などの新エネルギーの導入を促進します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
一般家庭等における年間電力使用量(1人当たり)	1,812kwh	1,920kwh (H16年度)	1,800kwh
県有施設への新エネルギー率先導入数(累計)	3か所	13か所	20か所
新エネルギー導入量(原油換算)	-	144,300kl	184,002kl

具体的施策

意識改革の推進

- ◆ 「もったいない50の実践」などにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直すための普及啓発を進めるとともに、打ち水³など昔ながらの知恵を活かした省エネルギーや、フリーマーケット⁴などによるリサイクルの取組みを促進します。
- ◆ 製造、流通、販売などあらゆる事業活動における省資源・省エネルギーや資源・エネルギーの有効利用に関する普及啓発を進めるとともに、県自らも率先した取組みを推進します。

省資源・省エネルギーの推進

- ◆ 省エネルギー機器の導入や建築物の省エネルギー化の促進に努めます。

¹ バイオマス：再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたもの（例：木材やわら・もみから、家畜排せつ物や生ごみなど）です。

² うつくしま水産業プラン21：21世紀初頭における本県水産業振興の基本方向と、これを実現するための施策展開の方向を示す計画です。

³ 打ち水：ほこりを静めたり暑さをやわらげ（気温を下げ）たりするため道路や庭に水をまくことです。気温を下げることによりエアコンなどの使用を控えることができ、また雨水や風呂の残り湯を利用すると資源の有効利用にもつながります。

⁴ フリーマーケット：公園などで、不用品の売買・交換を行う市をいいます。各家庭に眠っている不用品をもち寄り必要とする人に安く販売することによって、ごみの減量化や資源の再利用を図ることができます。

- ◆ 公的融資等の活用も図りながら、新技術等を導入した省エネルギー型住宅の普及を図ります。
- ◆ 使い捨て製品の製造販売自粛や簡易包装の導入などについて、事業者の自主的取組みを促進します。

資源・エネルギーの再利用等の推進

- ◆ ごみ焼却場や工場・事業場等の温排水の廃熱の有効利用を促進します。
- ◆ 再生利用に関する情報の整備、再生事業者の育成などを図り、再生利用を促進する環境を整備します。

新エネルギーの利用促進

- ◆ 「地球と握手！うつくしま新エネビジョン¹」（平成16年3月）や「うつくしまバイオマス21²」（平成16年3月）で示した方針に基づき、太陽光・熱、バイオマス、雪氷冷熱など新エネルギーの県有施設への率先導入や、一般家庭、事業所、市町村への普及促進を図ります。

（４）ダイオキシン類等化学物質対策の推進

施策の方向

ダイオキシン類等の有害化学物質の監視・測定を行います。
 ダイオキシン類の発生抑制対策により、環境基準を遵守します。
 工場・事業場の化学物質の適正管理を促進し、環境汚染を未然に防止します。
 化学物質に関する理解や適切に対処するための情報提供を行います。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
ダイオキシン類環境基準達成率	100%	99.1%	100%
産業廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の量(注1)	44.3g-TEQ	5.0g-TEQ (H16年度)	6.0g-TEQ
PRTTR法で届出された化学物質排出量(注2)	-	7,225トン (H16年度)	5,366トン

(注1) ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は特定事業場から環境中に排出されるダイオキシン類の量の合計。ダイオキシンは種類によって毒性が異なるので、ダイオキシン類の毒性の評価は、2,3,7,8-TCDD(ダイオキシン類で最も毒性が強い)の毒性を1として、他のダイオキシンの毒性の強さを換算して評価する。この場合、TEQという単位が使われる。

(注2) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTTR法)」に基づき届出された工場・事業場からの化学物質の排出量の合計。

¹ 地球と握手！うつくしま新エネビジョン：最近の著しい技術革新や県民の取組意識の高まりを踏まえ、新エネルギーの一層の導入促進を図っていくため、基本的な方向性や詳細な目標を定めたビジョンです。

² うつくしまバイオマス21：本県の多様なバイオマスを総合的に活用する基本的な考え方や方向性等を提示する計画です。

具体的施策

ダイオキシン類等対策の推進

- ◆ 化学物質による環境汚染を未然に防止するため、大気・水・土壌等の環境中に含まれるダイオキシン類や環境ホルモン等についてモニタリング調査を実施して実態把握に努めます。
- ◆ ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等の立入検査を行い、排出基準の遵守について確認・指導を行います。
- ◆ 廃棄物焼却炉等を設置している工場、事業場に対して、排出ガス及び排水中のダイオキシン類の自主測定の実施を指導します。
- ◆ ダイオキシン類や環境ホルモン等に関する分析技術のレベルアップに努めます。

化学物質の適正管理の促進

- ◆ 福島県化学物質適正管理指針に基づき、工場・事業場における化学物質の使用実態などの調査や立入検査を実施し、事業者による主体的な化学物質の適正管理と環境汚染の未然防止を促進します。
- ◆ 工場・事業場に対し、事故等環境に影響を与える緊急事態が発生した場合の対策などについて指導を行います。
- ◆ 化学物質による環境汚染を未然に防止するため、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R 法)」に基づき届出される工場・事業場の化学物質の排出量及び移動量などの集計結果をわかりやすく公表するとともに、事業者に対する技術的な助言を行います。
- ◆ 化学物質に係る安全・安心を確保するため、事業者自らが行う地域における住民とのリスクコミュニケーション¹を推進します。
- ◆ 「ポリ塩化ビフェニル(P C B)²廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき策定した「福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画¹」(平成18年3月)により、P C Bの適正処理を推進します。

情報提供

- ◆ 県民・事業者・行政の共通理解と適切な対処を進めるため、化学物質に関する情報をインターネットなどでわかりやすく提供するとともに、相談窓口の充実を図ります。

¹ リスクコミュニケーション：化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が信頼関係の中で共有し、お互いに意思疎通を図っていくことを「リスクコミュニケーション」と呼んでいます。

² ポリ塩化ビフェニル(P C B)：不燃性で電気絶縁性にすぐれ、化学的に安定であるなどの特性を持つことから、熱媒体やトランス及びコンデンサの絶縁油など幅広い用途に使用されてきましたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていません。

(5) 大気、水、土壌等の保全対策の推進

施策の方向

きれいな空気のなかで健康な生活を営むための環境を守ります。
 豊かな水環境を守るとともに、清らかで安全な水を確保します。
 静かで安心して暮らせる環境を守ります。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
大気環境基準達成率(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質)	99.1%	98.2%	100%
光化学オキシダント注意報発令日数 (光化学オキシダント大気環境基準時間超過率)	3日 (3.1%)	1日 (4.1%)	0日 (-) ²
大気環境基準達成率(有害大気汚染物質)	100%	100%	100%
水質環境基準達成率(健康項目)	100%	100%	100%
水質環境基準達成率(河川のBOD)	81.0%	95.0%	100%
水質環境基準達成率(湖沼のCOD)	66.7%	66.7%	100%
水質環境基準達成率(海域のCOD)	84.6%	100%	100%
水質環境基準達成率(湖沼の全窒素、全りん)	100%	71.4%	100%
水質環境基準達成率(海域の全窒素、全りん)	0%	50.0%	100%
污水処理人口普及率(注1)	49.6%	64.8%	80%程度

(注1) 下水道、農業集落排水施設³の供用開始区域内人口と、合併処理浄化槽⁴等による処理人口の合計人口の総人口に対する割合。

¹ 福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正な処理の推進を図るための計画です。

² (-)：目標値を設定することは困難ですが、数値の状況を把握することが望ましいため「モニタリング指標」とします。

³ 農業集落排水施設：農業用排水路の水質保全と農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として、原則として農業振興地域における、し尿、生活雑排水などの汚水を処理するため、整備が進められています。

⁴ 合併処理浄化槽：生活排水を微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑排水を併せて浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備されていない地域において、その普及が図られています。

具体的施策

大気保全対策の推進

- ◆ 「大気汚染防止法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・事業場などにおいてばい煙や粉じんの排出基準が遵守されるよう監視・指導に努め、緊急時には迅速・的確な措置を講じます。
- ◆ 有害大気汚染物質の排出を抑制するため、排出抑制指導や環境モニタリングなどの強化に努めます。
- ◆ アスベストによる健康被害を防止するため、建築物等の解体作業に伴う飛散防止対策や適正な廃棄物処理など、事業者への指導を徹底するとともに、一般環境大気中のアスベスト濃度を継続的に測定し、そのレベルの把握に努めます。
- ◆ 大気中の光化学オキシダント濃度を常時監視し、光化学オキシダントの被害発生を未然防止するため、緊急時対策要綱等に基づいて対策を講じます。また、国や他県との連携を図り、広域的な汚染状況を把握するとともに、原因物質である窒素酸化物及び揮発性有機化合物の排出抑制並びに光化学オキシダントの生成要因の調査を行います。
- ◆ 大気環境の常時監視体制を充実し、大気環境基準の維持達成状況の把握、大気汚染情報の提供に努めます。

水質保全対策の推進

- ◆ 工場・事業場における水の循環利用や再生利用並びに工場・事業場、一般家庭での節水等、水の合理的な利用についての普及啓発を行います。
- ◆ 「水質汚濁防止法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・事業場などにおいて排水基準が遵守されるよう監視・指導を行い、緊急時には迅速・的確な措置を講じます。
- ◆ 水道水源の水質を保全するため、水道事業者による水質監視及び水質検査体制の強化を図るとともに、「福島県生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、水道水源の安全性の確保及び水質の向上を図るための措置を講じます。
- ◆ 生活排水に起因する水質汚濁の未然防止を図るため、「福島県全県域下水道化構想¹」（平成16年4月）に基づき、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整備を促進するとともに、生活排水の適正処理について、市町村が実施する対策への支援や県民への普及啓発を進めます。
- ◆ 家畜排せつ物に起因する水質汚濁を防止するため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」に基づく、家畜排せつ物処理施設の

¹ 福島県全県域下水道化構想：生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを図るため、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの役割分担により、汚水処理施設の整備を推進する方針を定めた計画です。

整備を支援するなど、その適正処理を促進します。

- ◆ 河川の水量・水質等水環境の適正な保全と創造を図るとともに、河川の豊かな自然環境を保全し、潤いのある河川環境の創出を図ります。
- ◆ 有害物質の地下浸透を未然に防止するため、工場・事業場の監視・指導や地下水の水質の常時監視を行うとともに、汚染が確認された場合には汚染浄化対策について事業者などへの指導を徹底します。
- ◆ 地下水の減少や枯渇を防止するため「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、地下水の適正な採取・利用を推進するとともに、透水性舗装や雨水浸透ますの普及及び緑地の保全や緑化の推進などにより、地下水のかん養を図ります。
- ◆ 「水質汚濁防止法」に基づき策定する「水質測定計画¹」に基づき、公共用水域及び地下水の水質調査を実施します。また、公共用水域の水質汚濁の状況や利用態様の变化などを考慮し、必要に応じて水質環境基準の水域類型の見直し指定を行います。

土壌汚染等対策の推進

- ◆ 農用地や市街地の汚染土壌について、事業者等による浄化対策を促進します。
- ◆ 汚染土壌については、「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」に基づく適正処分を促進します。
- ◆ 地盤沈下を防止するため、地下水位の観測等の調査を実施するとともに、「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、地下水の適正な採取・利用を推進します。

騒音、振動、悪臭対策の推進

- ◆ 工場・事業場などの周辺住民の生活環境を保全するため、騒音、振動、悪臭の発生源に対する規制指導などに努めます。
- ◆ 自動車、新幹線、航空機等による騒音等被害の未然防止対策を促進するとともに、近隣騒音を防止するための指導・啓発に努めます。

鉱害防止対策等の推進

- ◆ 休・廃止鉱山の放置坑口の閉塞や坑廃水処理対策、採石場からの土砂の流出防止対策について指導を徹底します。

(6) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全

施策の方向

水環境悪化を未然に防止し、紺碧の猪苗代湖を将来の世代にわたって継承します。
水環境悪化を未然に防止し、裏磐梯の清らかな青い湖沼群を守ります。

¹ 水質測定計画：「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について必要な事項を定めた計画です（毎年度策定）。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
猪苗代湖のCOD値	0.5mg/l	0.7mg/l	0.5mg/l
裏磐梯湖沼群のCOD値			
桧原湖	2.1mg/l	2.2mg/l	2.0mg/l
小野川湖	2.1mg/l	2.4mg/l	2.0mg/l
秋元湖	3.1mg/l	3.2mg/l	2.0mg/l
曾原湖	3.1mg/l	2.9mg/l	2.0mg/l
毘沙門沼	1.0mg/l	1.0mg/l	1.0mg/l

具体的施策

水環境保全対策の推進

- ◆ 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、各種規制措置や下水道の整備などの水質汚濁防止対策を推進します。
- ◆ 「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画¹」(平成14年3月)に基づいた取組みを積極的に進めます。
- ◆ 下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備の促進に努めるとともに、県民、地域住民及び事業者、市町村が行う水環境保全活動について必要な支援に努めます。
- ◆ 湖の富栄養化の原因物質とされる窒素・りんを除去するため、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽における高度処理施設の適正な維持管理を推進します。
- ◆ 農業、水産業系の汚濁負荷の低減に配慮した農業・水産業の推進に努めるとともに、森林の適正管理及び森林の持つ多面的な機能の発揮に向けた森林づくりの推進に努めます。
- ◆ 水生植物群落のうち、良好な水環境を保全することが特に必要な区域を水環境保全区域として指定し、その保全対策を推進します。

普及啓発及び調査研究の推進

- ◆ 「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会²」の活動により、水環境保全に関する意識高揚を図るための啓発等を行うとともに、同協議会の「きらめく水のふる

¹ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画:「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、水環境保全目標である「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯」の達成に向けた計画です。

² 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会:猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における水環境保全活動の推進を図るため、地域住民、関係団体、事業者及び行政(国、県及び関係市町村)により設立(平成12年11月)された協議会です。

さと磐梯^{みずみらい}湖美来基金¹運営事業により、水環境保全活動を支援します。

- ◆ 水環境に関する総合的な調査研究を推進し、その成果の普及に努めます。

(7) 環境負荷の少ない交通への取組み

施策の方向

県民一人ひとりが交通による環境負荷の低減に取り組みます。
低公害車²の導入を促進します。
環境に配慮した交通・物流システムの整備を進めます。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
クリーンエネルギー自動車 ³ の普及台数	912台	4,617台	15,000台
営業用貨物自動車輸送トン数比率(注1)	41.7%	52.0% (H16年度)	55%

(注1) 年間の全貨物輸送量(営業用貨物自動車輸送トン数+自家用貨物自動車輸送トン数)のうち、営業用貨物自動車による輸送量の割合。

具体的施策

各主体の取組みの促進

- ◆ 自動車排出ガスなどによる環境負荷を低減するため、公共交通機関の利用、パーク・アンド・ライド⁴、エコドライブ、ノー・マイカー・デー、時差通勤、更には自転車・徒歩への転換を図るなど、環境に優しいビジネス、ライフスタイルの実践を促進します。

自動車排出ガス対策の推進

- ◆ 環境に配慮した自動車の適正な管理と使用についての普及啓発に努めます。
- ◆ 自動車排出ガスの影響や大気環境の実態を把握し、適切な対策を講じます。

低公害車の導入の促進

- ◆ 低公害車等の環境負荷の少ない自動車の普及促進を図るとともに、県における率先導入を進めます。
- ◆ 低公害車等に関する情報をホームページなどで積極的に提供し、低公害車の普及啓発

¹ 「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金：上記協議会活動の一環として、湖美来クラブ会員会費、寄付、募金を財源とした基金を設立(平成14年7月)しました。基金はクラブ運営に使われるほか、猪苗代湖・裏磐梯湖沼群流域で行われる水環境保全活動に対する助成金として活用されています。

² 低公害車：天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール車、燃料電池車、及びガソリン車のうち低燃費かつ低排出ガス認定車です。

³ クリーンエネルギー自動車：天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール車及び燃料電池車です。

⁴ パーク・アンド・ライド：周辺部に整備した駐車場に自動車をとめて、そこから公共交通機関を利用することにより、市街地中心部等における自動車交通量の削減を図るシステムです。

を進めます。

- ◆ 中小企業等における低公害車の導入促進を図るための融資を行います。

環境に配慮した道路整備や物流の促進

- ◆ 自動車排出ガスによる大気汚染を防止するため、バイパスなどの道路網の整備、交差点等の立体化などにより、交通の円滑化を図り、自動車排出ガスの削減に努めます。
- ◆ 交通の流れを効率的に管理する新交通管理システム(UTMS)¹の整備を推進します。
- ◆ トラック輸送から鉄道輸送等へシフトするモーダルシフト²など企業における環境にやさしい物流システムの構築を促進し、環境への負荷の低減を図ります。

(8) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

施策の方向

原子力発電所への立入調査や適切な措置を求め、地域住民の安全を確保します。 環境放射能の監視・測定を行い、広く情報を県民に提供します。

具体的施策

「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」の適切な運用

- ◆ 「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定³」に基づいて、原子力発電所への立入調査や適切な措置要求等を行い、地域住民の安全確保を図ります。

発電所周辺地域等における環境放射能の監視・測定、結果の公表

- ◆ 原子力発電所周辺地域において環境放射能テレメーターシステムによる環境放射線の常時監視を行うとともに、測定データを一般公開します。
- ◆ 原子力発電所周辺の土壌、飲料水、農畜産物、海産物等の環境試料の放射能濃度を測定するとともに、食肉、卵、果物等の市場流通食品について定期的に放射能の分析測定を行い、その結果を公表します。
- ◆ 原子力発電所等からの温排水が前面海域の漁業資源に及ぼす影響を把握するため、定期的な調査を行い、その結果を公表します。

環境放射能測定結果等に関する情報提供

- ◆ 各種広報媒体を通じて広く県民に、原子力発電に関する基礎的な知識の普及啓発に努

¹ 新交通管理システム(UTMS)：Universal Traffic Management Systemsの略で、光センサーを利用してドライバーに対してリアルタイムな交通情報を提供するとともに、旅客・物流の効率化を含めた交通の流れを積極的に管理することによって、「安全・快適にして環境に優しい車社会」の実現を目指すものです。

² モーダルシフト：トラックから鉄道や内航海運へ貨物輸送を転換し、物流部門の二酸化炭素排出量を削減しようという施策です。

³ 原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定：原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、県、立地町、東京電力(株)の三者が締結した協定です。安全確保協定では、事前了解、通報連絡、放射能と温排水の調査や状況確認、安全確保に関する会議開催などが定められています。

めるとともに、環境放射能¹の測定結果や県の安全確保対策に関する情報提供を行います。

安全確保対策の充実

- ◆ 周辺地域住民の安全確保を最優先すべきという基本認識に基づき、今後とも安全確保対策に取り組むとともに、国・事業者に対しても、さらなる安全確保対策の充実・強化に向けて県として積極的な要請を行っていきます。

3 地球環境保全への積極的な取り組み

(1) 地球温暖化対策の推進

施策の方向

県民一人ひとりが地球環境を守るための積極的な行動をこれまで以上に推進します。温室効果ガスの排出状況など現状を把握し、情勢の変化に対応しながら効果的な取り組みを推進します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値	目標値 (H22年度)
温室効果ガス排出量(H2年 年度=100とした指数)	123.1	122.3 (H16年度)	92

具体的施策

県民・事業者への情報提供と普及啓発

- ◆ 「京都議定書²」の発効等を踏まえ見直しを行った「福島県地球温暖化対策推進計画³」(平成18年3月)に基づき、温室効果ガスの排出量を平成22年度(2010年度)までに平成2年度(1990年度)比で8%削減することを目標に、各主体別の取り組みをこれまで以上に推進します。
- ◆ 県内の温室効果ガスの排出状況など現状を把握し、その情報を提供するとともに、情勢の変化に応じた取り組みを推進します。
- ◆ 環境への負荷の少ないライフスタイルを推進するため、家庭における消費エネルギー削減のための具体的な取り組みを促進します。
- ◆ 環境に配慮した事業活動を推進するため、事業所における消費エネルギー削減のための具体的な取り組みを促進します。

¹ 環境放射能：私たちがとりまく環境中にある放射性物質や放射線のことをいいます。その多くはもともと自然にあるものですが、核実験や原子力発電所から生じる人工的なものが含まれることもあります。

² 京都議定書：大気中の温室効果ガスの増大による地球温暖化を抑止するため、平成9年12月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議で採択され、平成17年2月に発効されました。我が国においては、平成20年から24年の間に、平成2年比で温室効果ガスを6%削減することが義務づけられています。

³ 福島県地球温暖化対策推進計画：地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、具体的な削減目標と対策を掲げ、県民、事業者、行政が実践すべき取り組みを示した計画です。

地球温暖化対策の多様な取組み

- ◆ 「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づき、より実効性のある地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化防止活動推進センター¹、地球温暖化対策地域協議会²、うつくしま地球温暖化防止活動推進員³などを軸として、県民、事業者、行政がそれぞれの役割のもとに連携し対策に取り組みます。また、県は自ら率先して模範となる活動を実践します。
- ◆ 地球温暖化防止のための具体的な実践行動を各主体が積極的に取り組むよう行動モデルを示す等により働きかけるとともに、都市緑化の推進や低公害車等の普及促進を図ります。
- ◆ ディーゼル車は、ガソリン車より燃費に優れ、二酸化炭素排出量の低減につながることから、ガソリン車と遜色のない排出ガス性能を有するクリーンディーゼル車⁴の普及を推進します。
- ◆ 二酸化炭素の吸収源としての働きを十分に発揮させるため、植林や間伐の実施など森林の健全な整備を図るとともに、木材資源の有効利用を促進します。
- ◆ 地球温暖化効果を持つ代替フロン⁵の適正な回収・処理を促進します。
- ◆ 県自らの事業において、温室効果ガスの排出抑制のための措置を率先して講ずることとし、県有施設を建築又は改修する場合は、「福島県環境共生建築計画・設計指針⁵」（平成18年9月）に基づき、環境負荷の低減に配慮した施設づくりを総合的に推進します。また、市町村や民間の施設においても環境負荷の低減に配慮した施設づくりが行われるよう取組みを促進します。
- ◆ 市町村の地球温暖化対策に関する実行計画の策定やその計画に基づく取組みを促進します。

¹ 地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、民間団体の活動支援、啓発・広報、照会・相談、日常生活にともなう温室効果ガスの排出実態の調査・研究、情報提供等を進めるために知事が指定した機関です。

² 地球温暖化対策地域協議会：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民、行政等の各界各層が構成員となり、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的とした組織です。

³ うつくしま地球温暖化防止活動推進員：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域における地球温暖化防止に向けた実践活動の促進を図るため、県が委嘱した方々です。

⁴ クリーンディーゼル車：ディーゼル車は軽油を燃料としており、ガソリン車に比べて二酸化炭素の排出量は少ないですが、窒素酸化物や粒子状物質などが多く排出されることから、環境負荷の大きい車とされてきましたが、これに対応するため、各自動車メーカーではガソリン車と同程度の性能を有するクリーンなディーゼルエンジンの開発に力を入れています。

⁵ 福島県環境共生建築計画・設計指針：建築物の新築、改修の計画・設計の際に導入可能な環境負荷低減のための対策技術をまとめ、県有建築物にかかわらず市町村、民間等が建築物の整備をする場合においても、技術的なガイドラインとして活用できる指針です。

(2) オゾン層保護・酸性雨対策の推進

施策の方向

オゾン層保護のためにフロン¹の適正回収・破壊を進めます。
酸性雨モニタリング調査により、酸性雨の実態把握に努めます。

具体的施策

オゾン層保護の推進

- ◆ 業務用冷凍空調機器に充てんされているフロン類を大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、その適正な回収及び破壊処理の実施等を義務づけた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」や、カーエアコンのフロン回収を義務づけた「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」等関係法令の周知徹底を図るとともに、法に基づく立入調査等により適正処理を指導します。
- ◆ フロンの適正な回収・破壊を進めるとともに、消費者や事業者に対して、フロン回収の必要性及び回収・破壊に要する費用負担についての理解の促進を図るための普及啓発に努めます。

酸性雨対策の推進

- ◆ 酸性雨モニタリング調査を実施し、県内の酸性雨の実態把握に努めるとともに、国及び他県と連携した調査を推進し、より広域的な酸性雨の実態把握と影響調査に努めます。

(3) アジェンダ 21 ふくしま¹の推進

施策の方向

県民、事業者、行政の各主体の自主的かつ連携した環境保全活動を促進します。

具体的施策

アジェンダ 21 ふくしまの推進

- ◆ 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造を見直すため、エネルギーの効率的利用や環境に配慮した事業活動を促進するとともに、地球環境保全に向けた国際協力を進めるなど、環境に配慮した社会システムづくりを推進します。
- ◆ 人間活動が環境に負荷を与えていることについて正しい知識を普及啓発するため、環境教育・学習の充実を図るとともに、省エネルギーやごみ減量化・リサイクルへの取組みを促進し、環境への負荷が少ないライフスタイルの確立を図ります。
- ◆ 森林や農用地などの豊かなみどり環境や良好な水環境の保全に努めるとともに、環境に配慮した農林漁業の促進を図るなど、自然と共生する地域づくりを推進します。

¹ アジェンダ 21 ふくしま：p 20 の脚注参照

4 環境教育・学習の推進

(1) 多様な場における環境教育・学習の充実

施策の方向

あらゆる場、あらゆる年齢層における環境教育・学習機会の充実を図ります。
子どもたちの環境理解と実践行動を促進します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
環境アドバイザー等派遣事業 ¹ 受講者数(累計)	8,315人	17,083人	24,000人
こどもエコクラブ ² 登録数、 人数	62クラブ 1,486人	41クラブ 1,036人	80クラブ 2,600人
せせらぎスクール ³ 参加団 体数、延べ参加者数	188団体 8,927人	144団体 7,769人	250団体 12,000人

具体的施策

環境教育・学習の機会の拡大

- ◆ 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境保全活動・環境教育推進法)」に基づき策定した、「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針⁴」(平成17年3月)により、学校教育や社会教育のみならず、事業所なども含めた多様な場において、あらゆる年齢層の県民一人ひとりが具体的な環境保全活動を実践するための環境教育・学習を促進します。
- ◆ 次世代を担う子どもたちが、環境を正しく理解し保全していくことの大切さを学ぶことができるようにするため、教育機関及び研究機関と連携して学校教育における環境学習用教材などの活用を促進します。

体験型・実践型の環境教育・学習の推進

- ◆ 森林や水辺空間などを活用した環境教育・学習の充実を図るとともに、特に子どもたちの環境理解を促進していくことが重要であるため、「せせらぎスクール」や「こど

¹ 環境アドバイザー等派遣事業：環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを県が環境アドバイザーとして委嘱し、市町村、公民館又は各種団体などが開催する環境に関する講演会や研修会などに、環境アドバイザー又は職員を講師として派遣する事業です。

² こどもエコクラブ：次世代を担う子どもたちが地域において、楽しく主体的に環境学習や環境保全活動を行うことができるよう支援することを目的として、環境省の呼びかけにより全国各地で発足しました。

³ せせらぎスクール：県では、小・中、高等学校、各種団体等を対象に、水生生物による水質調査を行う団体を「せせらぎスクール」として広く募集し、調査に必要な教材を配布するなどの支援を行っています。

⁴ 環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針：「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境保全活動・環境教育推進法)」に基づき、体験型の環境教育を重視し、県民、学校、団体、事業者による様々な場における環境教育を推進する方針を定めたものです。

もエコクラブ」、「田んぼの学校¹」など、子どもを対象とした環境教育・学習を促進します。

- ◆ 「フォレストパークあだたら」や「アクアマリンふくしま」などの環境教育・学習関連施設を活用し、体験型・実践型の環境教育・学習の推進を図ります。

自主的な環境保全活動への取組みの支援

- ◆ 環境教育・学習機会の提供に際しては、事業者や環境ボランティア団体等多様な主体との連携を強化するとともに、地域や家庭における自主的な環境保全活動の支援に努めます。

(2) 学校、地域等における指導者の育成

施策の方向

学校や地域における環境教育・学習の指導者を養成し、その活用と交流を進めます。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
うつくしまエコリーダー ² 認定者数(累計)	680人	1,470人	1,800人

具体的施策

指導者の育成

- ◆ 地域において環境保全活動に実践的に取り組むリーダーを養成するため、専門的な知識を習得できる機会の提供・充実に努めます。
- ◆ 大学の教員や企業で働く環境の専門家などを活用して、学校教育や社会教育において体験型・実践型の環境教育をすることができる指導者の育成を図るとともに、これらの人材の活用により学校、地域等における自主的な環境保全活動を支援します。

指導者の活用と交流促進

- ◆ 環境保全活動に実践的に取り組む地域のリーダー、大学の教員、企業で働く環境の専門家などの活用を図るとともに、これらの指導者の連携が図られるよう交流活動やネットワーク形成を促進します。

¹ 田んぼの学校：田んぼや水路、ため池などを遊びと学びの場として活用し、地域の農業への理解を深めるとともに、農業や農村が持つ多面的機能を通して、感性豊かな子どもたちに環境に対する理解を深めてもらうことをねらいとした事業です。

² うつくしまエコリーダー：地域における環境保全活動や環境学習を推進する指導者として積極的な役割を担う方を「うつくしまエコリーダー」として県が認定しています。

(3) 環境教育・学習基盤の充実

施策の方向

県民一人ひとりの環境理解と実践活動を促進するため、体系的な環境教育・学習を推進します。

環境教育・学習のための教材及び情報提供の充実を図ります。

具体的施策

体系的な環境教育・学習の推進

- ◆ 体系的な環境教育・学習等を推進するため、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究等の諸機能を有した、21世紀にふさわしい環境施策の総合的な拠点機能の具現化を図ります。

環境学習用教材等の活用の促進

- ◆ 環境問題に対する理解を深め、実践的な環境教育・学習を推進するために、「環境教育・学習プログラム¹」などの効果的な環境学習用教材等を作成するとともに、その活用を促進します。

環境教育・学習に関する情報提供の充実

- ◆ 環境に関連する情報や、環境教育・学習に関する様々な実践事例等についての情報を収集し、「ふくしまの環境教育・学習に関するデータベース」として、ホームページ等により広く県民に情報提供していきます。

5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築

(1) 各主体の自発的な活動の促進と連携

施策の方向

県民、事業者及び行政の自発的かつ連携した環境保全活動を促進します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
NPO法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体数(累計)	10団体	143団体	200団体

具体的施策

自発的な環境保全活動の促進

- ◆ あらゆる主体における環境保全への自主的・積極的な取組みを促進します。また、県

¹ 環境学習・教育プログラム：県が、環境教育・学習の一層の推進を図るため、NPO法人との協働のもとに作成したプログラムです。

民、事業者及び行政が行う環境保全活動の情報を提供し、環境保全活動の連携を進めます。

- ◆ 県民、事業者及び市町村などが行う自らの日常生活、事業活動に伴う環境への負荷を低減するための取組みを支援します。
- ◆ 各種団体の環境保全活動への取組みを支援するとともに、環境関係の表彰等を通じて県民の環境保全意識の高揚に努めます。
- ◆ 6月5日の環境の日¹を中心とした環境月間において、国、県、市町村、企業、民間団体及び県民の協力・連携の下に、各種の広報、行事などを展開し、これらを通じ環境保全活動のすそ野の広がりや環境保全意識の高揚を図ります。
- ◆ 福島県環境保全基金²の円滑な運用を図り、環境保全に関する知識の普及や実践活動の支援などに努めます。

環境保全活動に当たっての連携の促進

- ◆ 県民、事業者及び行政が一体となって、それぞれの主体的な取組みと相互の連携による環境保全活動を積極的に推進します。
- ◆ 地球温暖化対策を推進するため、県民、事業者及び行政から構成される「福島県地球温暖化対策地域協議会」並びに「地方地球温暖化対策地域協議会」を運営し、各主体の自主的で連携した取組みを進めます。

(2) 環境に配慮した消費活動の促進

施策の方向

環境にやさしい買い物(グリーン購入³)やエコショッピングを普及し、環境に配慮した消費活動を促進します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
環境にやさしい買い物(グリーン購入)推進キャンペーン参加店舗数	-	1,625店舗	2,000店舗

¹ 環境の日(6月5日)：事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動の意欲を高めるため、環境基本法に基づき定められました。また、環境の日を含む6月を「環境月間」として、各種の普及啓発活動が行われています。

² 福島県環境保全基金：環境保全に関する知識の普及や地域の環境保全のための実践活動の支援など、環境保全活動に要する資金に充てるため、平成元年度に設置しました。

³ グリーン購入：環境への負荷の少ない製品・サービス等を優先的に購入することをいいます。平成12年5月には、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が成立し、国や地方公共団体におけるグリーン購入(環境にやさしい買い物)の推進が図られています。県では10月を「グリーン購入推進月間」と設定し、小売店、事業者や関係団体等の協力のもと、グリーン購入推進キャンペーンを実施し、グリーン購入及びレジ袋の使用削減等をより一層推進するための普及啓発を図っています。

具体的施策

環境にやさしい買い物（グリーン購入）の促進

- ◆ 環境に配慮した経済活動を促進するには環境にやさしい商品等が市場に受け入れられることが重要であることから、リサイクル製品等の購入・使用を進めるため環境にやさしい買い物の普及促進を図ります。
- ◆ 地域における循環資源の有効利用を図るため、リサイクル製品の積極的な活用促進方策について検討します。
- ◆ 県自らも、一事業者、一消費者として、率先的に環境にやさしい買い物の推進を図ります。

エコショッピングの促進

- ◆ マイバッグの利用などによるショッピング時の環境配慮の促進を図るとともに、簡易包装や再生品利用に取り組む小売店などをエコ・ショップ、エコ・オフィス、エコ・レストランとして認定し、ごみの減量化・再生利用を進めます。

（３）環境マネジメント等の普及

施策の方向

環境マネジメントシステムを普及し、事業者による自主的な環境保全活動を促進します。
家庭版環境マネジメントシステムの取組みを促進します。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
環境管理セミナー ¹ 参加者数(累計)	1,703人	3,054人	4,000人
環境マネジメントシステム認証取得事業所数(注1)	125事業所	315事業所	410事業所

(注1) ISO14001やエコアクション21などの環境に関するマネジメントシステムの認証を取得した事業所数。

具体的施策

事業者による自主的な環境保全活動の促進

- ◆ 環境マネジメントシステムに関する国際的規格であるISO14001やエコアクション21の導入など、事業者による自主的な環境負荷低減活動を、環境管理セミナーの開催などにより支援します。
- ◆ ISO14001やエコアクション21の認証を取得した企業等における自主的な

¹ 環境管理セミナー：環境に配慮した事業活動の普及啓発を図るために、事業者を対象として県が実施しているセミナーです。

取組みを一層促進するため、環境関連情報の提供の充実やネットワーク化の促進を図ります。

日常生活における自主的な環境負荷低減のための行動の促進

- ◆ 家庭版環境マネジメントシステムの取組モデルを示す等により日常生活における取組みを促進します。

(4) 県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの推進

施策の方向

県自らの、一事業者、一消費者として環境保全に向けた取組みを進めます。

環境指標

指標名	計画策定時値 (H12年度)	現況値 (H17年度)	目標値 (H22年度)
環境にやさしい買い物(グリーン購入)割合	-	95.6%	100%

具体的施策

県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行

- ◆ 県自らが、一事業者、一消費者として「ふくしまエコオフィス実践計画¹」(平成17年4月)に基づく環境マネジメントシステムにより環境負荷低減のための取組みをより充実し、その状況を公表します。

(5) 県域を越えたネットワークによる取組みの推進

施策の方向

広域的な環境問題の解決に向けて、県域を越えた連携・協力を進めます。

具体的施策

行政区域を越えた広域的な生活圏域での取組みの推進

- ◆ 源流域を有する本県の特性を踏まえ、隣接県を含めた流域住民や関係機関・団体相互の交流促進や連携強化を図り、流域が一体となった環境保全活動の促進を図ります。

国及び関係地方公共団体等と協力・連携した取組みの推進

- ◆ 広域的な大気汚染、流域における水環境の保全、廃棄物の越境問題、地球温暖化問題など、県域を越えた環境保全のための取組みが必要となる環境課題については、国及び関係地方公共団体などと協力・連携し、情報交換や共同調査などを行いながらその解決に努めます。
- ◆ 貴重な自然を残している尾瀬の自然環境を保護するため、調査、植生復元、低公害バ

¹ ふくしまエコオフィス実践計画：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、県の一事業者、一消費者としての温室効果ガス排出量の削減等に関する措置の率先実行のための計画です。

ス導入、交通規制、利用者の平準化などについて、福島、群馬、新潟の3県が中心になって設立した、尾瀬保護財団との役割分担をはかりながら、総合的な施策を推進します。

- ◆ 国及び他の地方公共団体と協力・連携しながら、環境に配慮した新たな産業技術の研究・開発を進めます。

(6) 国際的な取組みの推進

施策の方向

環境問題の解決のために国際的な交流、協力を図ります。

具体的施策

研修生の受け入れなどの技術・人事交流

- ◆ 環境保全に関する研修生や留学生を積極的に受け入れるなど、本県の技術・経験を生かした技術交流、人事交流を進めます。

共通の環境問題に関する交流、協力

- ◆ 環境問題に関する諸外国の先進的な事例に学ぶとともに、共通の課題を抱える国々との交流や協力を進めます。

6 共通的・基盤的な施策の推進

(1) 環境配慮の推進・普及

具体的施策

環境影響評価制度の適切な運用

- ◆ 環境影響評価制度の対象となる大規模な開発事業等の実施に際しては、環境への適正な配慮がなされるよう制度の適切な運用に努めるとともに、環境影響評価に関する情報の収集・提供に努めます。

環境影響評価制度の充実

- ◆ 大規模な開発計画では、計画策定段階で環境への影響を予測・評価し、その結果を計画に反映させることが重要であることから、計画策定段階における影響評価手法である戦略的環境アセスメントの調査・研究を行い、その導入について検討します。
- ◆ 環境の状況の変化・評価技術の向上などに応じて、環境影響評価制度の対象事業や評価項目の見直しなどの充実を図ります。

各種事業における環境配慮の推進・普及

- ◆ 環境影響評価制度の対象とはならない規模の開発事業等についても、環境への影響をできる限り小さなものとし、環境に配慮した事業となるよう、事業者等の理解と協力

を求めていきます。

- ◆ 公共事業については、構想段階から環境への影響を最少にするための配慮を事業計画の中に反映し、環境と調和した事業執行を図ります。
- ◆ 道路、河川整備など公共事業の実施に際しては、地域の自然的・社会的状況を踏まえ、自然環境や生態系の保全にも配慮しながら事業を進めます。
- ◆ 環境に配慮したイベントの開催を推進するために策定した、「うつくしまエコイベントマニュアル¹」（平成15年2月）に基づく取組みの普及を図ります。

（２）環境と調和のとれた土地利用の推進

具体的施策

「福島県国土利用計画²」に基づく環境と調和した土地利用の推進

- ◆ 森林及び農用地のもつ自然環境・生活環境保全など多面的機能の維持・向上を図るため、多様な森林の整備と保全及び農地の適正管理に努めます。
- ◆ 優れた自然環境や文化財とその歴史環境を保全するため、開発行為などに対する規制指導を行うとともに、身近な自然である里地里山や水辺地などの良好な自然環境の保全に努めます。また、必要に応じて自然植生や生物の生息空間の保全・復元などを促進します。
- ◆ 湖沼などの水質の保全に資するよう、流域における緑地の保全と、その他自然環境の保全のため、土地利用制度を適切に運用します。

様々な制度による環境と調和した土地利用の誘導

- ◆ 大規模な開発事業については、「環境影響評価法」及び「福島県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価の実施をはじめ、事業者自らが必要な環境保全対策を行い、環境と調和した土地利用が行われるよう誘導します。
- ◆ 「福島県景観条例」をはじめ関係法令の連携と適切な運用により、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造に配慮した土地利用を誘導します。
- ◆ 各種開発に当たっては、「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「農地法」、「森林法」等の個別法相互の連携と調整を図り、環境と調和した土地利用の誘導が図れるよう開発許可制度などの適切な運用に努めます。
- ◆ 特定小売商業施設³の立地に当たっては、「環境への負荷の少ない持続可能なまちづ

¹ うつくしまエコイベントマニュアル：イベント開催時には、チラシ等の紙の使用による森林資源の減少、電気やガソリンの使用による地球温暖化など様々な環境負荷が発生することから、イベントの開催にあたっての環境配慮を推進するための取組項目等を定めたマニュアルです。一定の要件を満たすイベントを「うつくしまエコイベント」として県が認定しています。

² 福島県国土利用計画：「国土利用計画法」に基づき、県土の利用に関する基本的事項を定めるもので、県内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画及び福島県土地利用基本計画の基本となる計画です。

³ 特定小売商業施設：店舗面積の合計が6,000㎡以上の小売商業施設をいいます。

くり」や「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を基本理念とする「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」に基づき、その適正な配置を推進します。

(3) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

具体的施策

美しい生活空間の形成

- ◆ 地域の特性を生かした都市公園などの整備を推進し、うるおいのある良好な都市環境の創出に努めます。
- ◆ 緑の文化財の保護や緑化の促進により、ゆとりある生活空間の創造に努めます。
- ◆ 神社、仏閣、史跡、名勝など、歴史的文化的遺産の保護・保全に努めます。
- ◆ 農村の有している豊かな自然、美しい景観、古くから伝えられてきた伝統・文化などを生かした農村の環境整備を進め、こころ安らぐ農村空間の創造に努めます。

環境美化の促進

- ◆ 美しい自然景観や都市景観をめざし、公園、河川、海岸、道路、市街地などにおける空き缶やごみの散乱を防止するため、県民、事業者、行政の協力・連携の下に清掃活動などを促進します。
- ◆ 県民をはじめ、県外からの来訪者も含めて環境美化意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。

(4) 総合的な調査研究、監視体制の整備

具体的施策

調査研究の推進

- ◆ ダイオキシン類や環境ホルモン等の有害化学物質について、調査分析を進めるとともに、発生抑制対策について研究を推進します。
- ◆ 地球温暖化や酸性雨などの地球規模の環境問題に対する取組みを進めるため、各種調査を実施するとともに、必要な対策についての研究を推進します。
- ◆ 多様な自然環境や生態系に関する実態調査、自然環境の保全、野生動植物の保護管理に関する方策について研究を推進します。
- ◆ 生態系や環境に配慮した農林水産業の技術開発についての研究を推進します。
- ◆ 「福島県科学技術政策大綱¹」(平成14年3月)に基づき、産学官が連携した環境保全をテーマとした共同研究を推進します。

¹ 福島県科学技術政策大綱：県民のくらしの向上、快適な生活環境の創出、本県の産業の振興に向けた科学技術振興の取組みを推進するための方策を定めたものです。

- ◆ 新たな環境問題や県民ニーズに的確に対応できる、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究等の諸機能を有した、21世紀にふさわしい環境施策の総合的な拠点機能の具現化を図ります。

県内外の研究機関との連携の強化

- ◆ 地球環境問題への対応や廃棄物の減量化など、循環型社会構築のための調査研究について、関係機関との連携を強化します。
- ◆ 環境問題の地球規模での広がりに対応するため、調査研究についての国際的な連携の強化を図るとともに、相互の交流を推進します。

監視体制の充実等

- ◆ 県内における大気、公共用水域、地下水などの環境汚染に関する実態把握に努め、大気環境や水環境の保全を推進します。
- ◆ 原子力発電所周辺地域等の環境放射能の監視、測定を適切に実施するため、施設・機器の計画的な整備を図ります。

(5) 環境保全に関する情報の収集と提供

具体的施策

環境情報の体系的な整備

- ◆ 環境保全施策へ反映するため、生活環境の保全や環境が健康に与える影響等に関する情報を広く体系的に収集します。

環境情報の提供

- ◆ 環境の状況や環境保全に関して講じた施策などの環境情報を、広く県民などに提供します。

(6) 各種政策的手法の活用

具体的施策

環境負荷の低減のための融資制度

- ◆ 中小企業者に対し、公害防止のみならずリサイクルや省エネルギーなどの自主的な環境保全活動を促進するための資金を融資するとともに、同融資制度の充実について検討を行います。

環境保全のための施設等の整備のための助成

- ◆ 合併処理浄化槽設置者に対する助成、畜産農家の環境保全を目的とした設備投資に対する利子補給など、環境保全のための施設などの整備について助成を行います。

「福島県環境保全基金」の円滑な運用と同基金による事業の充実

- ◆ 環境保全に関する知識の普及や実践活動の支援などを行うための「福島県環境保全基金」について、その円滑な運用を図るとともに、同基金による事業の充実に努めます。

各種手法の活用

- ◆ 環境保全施策の推進にあたっては、従来の規制的手法及び「産業廃棄物税」などの経済的手法に加え、各種の政策手法の総合的・効果的活用についての研究を進めます。

(7) 環境汚染防止体制

具体的施策

公害防止対策の推進

- ◆ 環境基本法に基づき策定した「いわき地域公害防止計画¹」に基づく施策をはじめ、県内の道路交通公害対策、大気汚染対策、公共用水域・地下水の水質汚濁対策、廃棄物・リサイクル対策などを着実に推進し、環境への負荷の低減を図ります。

公害紛争処理法に基づく、公害紛争の迅速かつ適切な解決

- ◆ 公害紛争の処理にあたっては、「公害紛争処理法」に基づき、あっせん、調停、仲裁を行い、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ります。

地域住民の公害等に関する苦情に対する適切な対応

- ◆ 地域住民の公害などに関する苦情については、関係行政機関とも協力して、適切な対応を図ります。

被害者救済

- ◆ 公害による被害が発生した場合には、汚染者負担の原則に則り、被害者の救済が円滑に図られるよう努めます。

¹ いわき地域公害防止計画：「環境基本法」に基づき、現に公害が著しく又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ、公害の防止を図ることが困難と認められる地域として、環境大臣より計画策定の指示を受けて策定した計画です。

第5章 各主体の役割

第1節 県の役割と市町村に期待される役割

1 県の役割

- ◆ 本計画の目標、基本方針に基づいた各種施策の地域の実情に応じた総合的かつ計画的な推進
- ◆ P D C A サイクルに基づいた本計画の進行管理と継続的な改善
- ◆ 県民、事業者や市町村などの各主体と相互に協力・連携した環境保全活動の促進
- ◆ 一事業者、一消費者としての立場からの省資源・省エネルギー、環境負荷の少ない製品の購入・使用、廃棄物発生量の抑制、リサイクルの推進など、環境保全に配慮した取組みの率先実行
- ◆ 広域的な環境保全施策の実施に当たって、必要に応じた、市町村の環境保全施策の総合調整
- ◆ 県内の取組みのみでは解決が困難な環境問題への対処のため、国や他の地方公共団体との連携・協力、また、国際的な連携・協力

2 市町村に期待される役割

- ◆ それぞれの地域における、資源・エネルギーの有効利用、汚染の防止、リサイクルの促進などによる環境への負荷の低減や、自然とのふれあいの推進、快適な環境の保全など、地域の自然的、社会的条件に応じた多様な施策の総合的な展開
- ◆ それぞれの地域の環境保全に関する基本的な計画の策定やこれらに基づいた環境保全施策の総合的かつ計画的な推進
- ◆ 住民、事業者に対する環境教育・学習の機会の充実や環境に関する情報の提供とこれらの主体と連携した地域の特性に応じた環境保全活動の推進
- ◆ 周辺市町村や県等と協力・連携した、より多角的・広域的な視点からの環境保全の取組みの推進
- ◆ 地球環境問題に関する情報の収集・提供と、環境保全に関する知見を活かした国際協力などの取組みの推進

第2節 事業者に期待される役割

事業活動は経済活動のなかで大きな部分を占めていることから、実効ある環境保全のためには、事業活動の実態に応じた環境への負荷低減の取組みが特に重要です。

事業者は、業種及び規模に関わらず、地域の環境特性を把握し環境の保全に配慮した事業活動を行うとともに、県民、県、市町村などと協力・連携し、環境保全のために取り組むことが望まれます。

自然と人との共生のために

- ◆ 事業活動の実施に当たっての多様な生態系や自然環境の保全
- ◆ 森林、農用地の計画的な利用によるこれらの多様な機能の保全及び環境との調和
- ◆ 良好な景観の保全と創造並びに敷地等の緑化
- ◆ 緑化整備の際に地域の植生に応じた植物を選定するなど、動植物の生育環境の保全

環境への負荷の少ない循環型社会の形成のために

- ◆ 事業活動に伴う環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用、汚染物質の排出削減及び廃棄物の減量化・適正処理
- ◆ 生産・流通・消費の各段階を通して環境負荷を低減するため、製品のライフサイクルを考慮した開発及び再生資源などの環境負荷の少ない原材料の利用
- ◆ 使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛と製品の長寿命化の推進
- ◆ 事業活動による環境への影響を未然に防止するための施設整備
- ◆ 事故等、環境に影響を与える緊急事態が発生した場合において適切な対応が確実にできるような体制の確立及び被害の最少化
- ◆ 自主的な環境管理・監査を行うためのISO14001やエコアクション21の認証取得や環境活動評価プログラムに基づいた環境行動計画の策定・実行等
- ◆ 地域住民及び行政と連携した地域における環境保全活動や環境美化活動への積極的な参加
- ◆ 事業活動が環境に及ぼす影響の把握及び環境と調和のとれた土地利用

地球環境保全への積極的な取組みのために

- ◆ 海外諸国に対する環境保全技術の移転の推進

- ◆ 環境保全技術に関する研修生の受け入れや環境分野の専門家の派遣などの国際協力
- ◆ 海外での事業活動における公害の未然防止及び各国の環境の状況に配慮した活動

環境教育・学習の推進のために

- ◆ 従業員の研修の際に環境に関する講演を取り入れるなどの環境教育・学習の推進
- ◆ 環境保全に関する情報の提供などによる地域における環境教育・学習への協力

参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築のために

- ◆ 地域の環境保全活動への積極的な参加・協力と従業員の自発的な環境保全活動の推奨
- ◆ 環境保全に関する情報の積極的な提供

第3節 県民に期待される役割

今日の環境問題の多くは、県民一人ひとりの日常生活に伴って発生する負荷が大きな原因となっています。

このため、県民一人ひとりが環境への負荷を減らし、環境への影響の少ないライフスタイルを実践することが重要であることから、県民及びボランティア団体においては、事業者や行政と協力・連携して積極的に環境保全活動を行うことが期待されます。

自然と人との共生のために

- ◆ 自然とのふれあいを通じた自然の理解と自然に対する感性、環境を大切に思う心の育成
- ◆ 住宅などの身近な環境の緑化等による野生生物の生息空間の創出や環境美化の取組み
- ◆ それぞれの地域に本来的に分布している野生生物を保護するため、外来種を地域の自然環境に持ち込まないこと
- ◆ 景観形成住民協定、建築協定¹、緑化協定を結ぶなど、良好な景観の形成に向けた自主的な活動の推進

¹ 建築協定：建築基準法に定める最低限の基準以上の、住みよいまちづくりのための基準を定め、これを守ることを約束する制度です。

環境への負荷の少ない循環型社会の形成のために

- ◆ 大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルによる環境負荷の認識とその見直し
- ◆ 生活排水による水質汚濁の低減や分別回収・リサイクルなどによる廃棄物の減量化と適正処理
- ◆ 太陽光発電の利用や不必要な電灯の消灯などによる省資源・省エネルギーの実践
- ◆ 家庭でのごみの焼却を控えることによるダイオキシン類の発生の抑制
- ◆ 日常生活における騒音発生の防止など、周辺地域の生活環境の保全
- ◆ 公共交通機関の優先利用や自動車の使用に当たってのエコドライブの実施

地球環境保全への積極的な取組みのために

- ◆ 地球環境の現状の理解及び地球環境保全と自らの日常生活との関連の認識
- ◆ 日常生活による環境負荷の認識とその削減のための行動
- ◆ 民間団体の活動への参加を通じた地球環境保全への取組み

環境教育・学習の推進のために

- ◆ 自然観察会などへの参加による、自然についての正しい知識や自然に接するマナーなどの習得
- ◆ 環境に関する講演会などへの積極的な参加や環境アドバイザー制度の活用などによる自主的な環境学習活動の推進

参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築のために

- ◆ 地域のリサイクル活動、緑化活動や環境美化活動への積極的な参加
- ◆ 環境に配慮した商品の優先的な購入とともに過剰包装を断ったり、マイバッグを利用したりするなど、環境負荷を低減するための行動の実践

第6章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進と普及

1 計画の推進

- ◆ 県は、環境の保全に関する各種施策の策定や事業の実施に当たっては、本計画との整合を図ります。
- ◆ 県民、事業者、市町村等と連携し、計画の推進を図ります。
- ◆ 本計画の着実な実行を図るため、「環境政策推進庁内連絡会議¹」において本計画において掲げた各種施策の実施状況を把握、評価し、計画の適切な推進を図ります。

2 計画の普及

- ◆ 本計画の目標を実現するためには、県民、事業者及び市町村の各主体が環境保全のための自主的かつ積極的な取り組みを行うとともに、各主体の連携を図ることが必要です。
- ◆ このため、各種の広報手段により、本計画の目的、内容等について周知を図り、各主体の積極的な環境保全活動の実施及び連携を働きかけます。

第2節 計画の進行管理

1 計画の進行管理

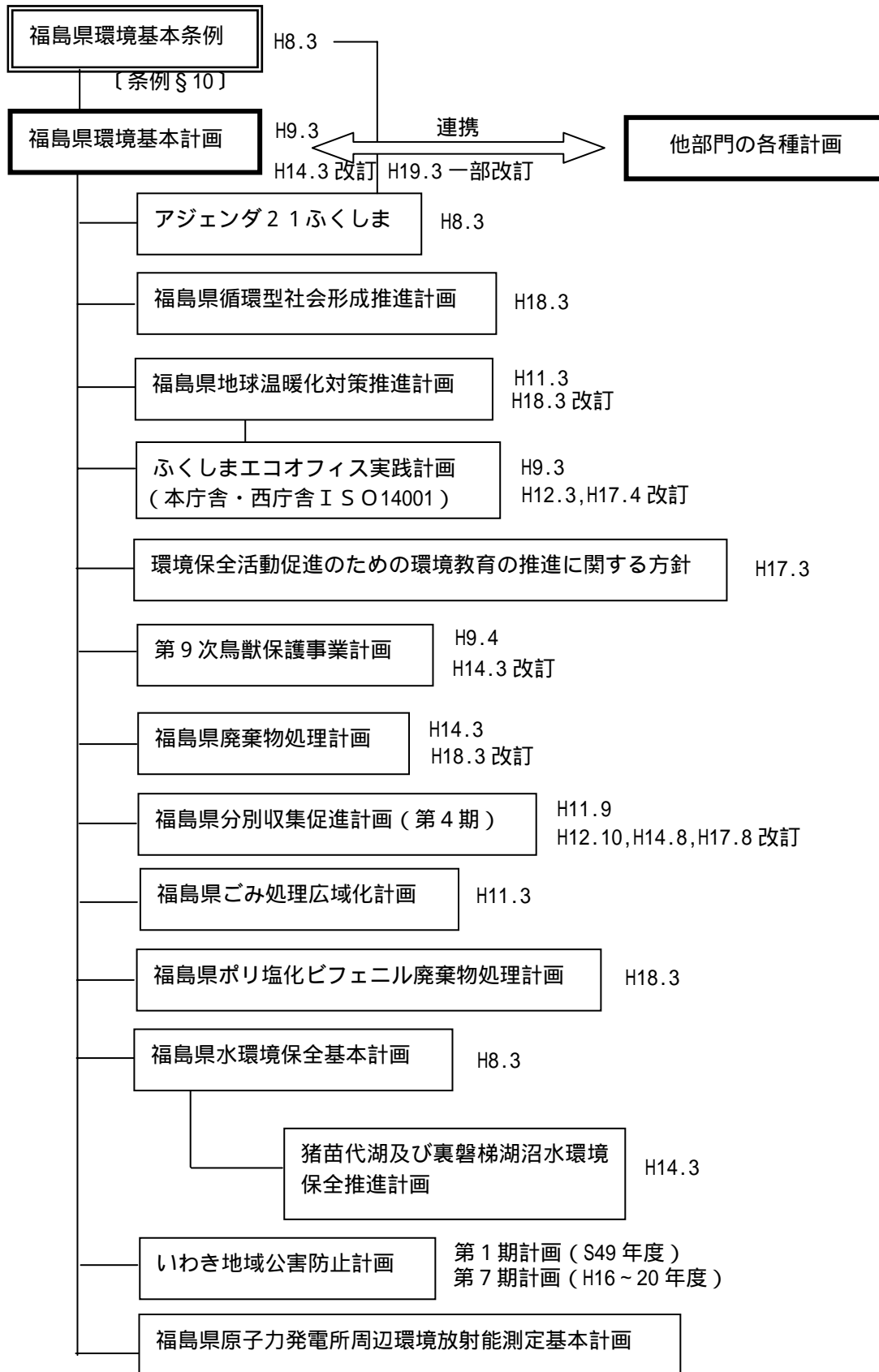
- ◆ 環境マネジメントシステムのPDCAサイクルにより、本計画の数値目標等の進行管理を行い、継続的な改善を図ります。
- ◆ 環境の現状や施策の実施状況等を福島県環境白書等に掲載し公表します。

2 計画の見直し

- ◆ 今後の環境の状況の変化と社会経済情勢などに対応して、また、PDCAサイクルに基づいた進行管理により、必要に応じて見直しを図ります。

¹ 環境政策推進庁内連絡会議：環境政策に関する主要施策の検討及び推進に関し、庁内関係部局の意見を調整するための組織です。

環境関連計画の体系図



環境指標一覧

1 自然と人との共生

(1) 多様な自然環境の保全

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
自然公園面積	168,169.8ha	168,169.8ha	168,169.8ha	168,169.8ha	168,169.8ha	168,169.8ha	168,169.8ha 以上	D
自然環境保全地域面積	4,867.4ha	4,867.4ha	4,867.4ha	4,867.4ha	4,867.4ha	4,867.4ha	4,867.4ha 以上	D
水と親しめるふくしまの川 づくり箇所数(累計)	45か所	51か所	53か所	-	-	63か所	65か所	A
中山間地域等直接支払 交付金交付面積	10,907ha	13,817ha	14,804ha	14,976ha	15,071ha	15,782ha	16,800ha (H21年度)	A
森林整備ボランティア参 加者数	1,113人	3,836人	7,084人	13,216人	14,853人	17,544人	33,000人	A
上下流連携による源流保 全活動事例数	10件	21件	25件	30件	27件	-	30件	A

(2) 生物多様性の保全

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
野生動植物保護サポー ター登録者数	-	-	-	-	50人	83人	100人	A

(3) 自然との豊かなふれあいの推進

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
国立・国定・県立自然公 園利用者数	17,293千人	15,850千人	16,314千人	15,212千人	15,559千人	16,576千人	23,500千人	A
緑地等面積	20.21㎡/人	20.63㎡/人	20.98㎡/人	21.23㎡/人	21.57㎡/人	22.02㎡/人	25㎡/人	A
もりの案内人認定者数 (累計)	124人	163人	187人	216人	254人	285人	425人	A

(4) 良好な景観の保全と創造

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
優良景観形成住民協定 認定数(累計)	0件	3件	4件	7件	10件	11件	16件	A
うつくしま景観サポーター 登録者数(累計)	66人	111人	201人	290人	366人	452人	630人	A

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
尾瀬の入山者数に対す る土・日曜日入山割合	43.8%	47.8%	49.3%	47.1%	46.9%	46.7%	43.8% 以下	D
裏磐梯における自然ふれあい・イン タープリテーション活動参加者数	-	-	-	311人	328人	415人	600人	A

2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成

(1) ごみゼロ社会形成の推進

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
ごみ排出量(1人1日当たり)	1,036g	1,055g	1,057g	1,040g	1,024g	-	930g	A
リサイクル率	12.9%	13.8%	14.2%	14.5%	14.8%	-	26%	A
産業廃棄物排出量	6,664千トン (H10年度)	-	-	8,387千トン	-	-	8,514千トン	B
産業廃棄物減量化・再生利用率	79% (H10年度)	-	-	93%	-	-	93%	A
産業廃棄物最終処分量	1,407千トン (H10年度)	-	-	615千トン	-	-	596千トン	A
建設副産物リサイクル率(アスファルト塊・コンクリート塊)	99%	99%	98%	100%	100%	100%	100%	C
下水道汚泥減量化率	50.2%	56.8%	76.6%	82.2%	85.4%	-	100%	A・C
下水道汚泥有効利用率	17.8%	15.2%	47.1%	60.4%	66.8%	-	100%	A・C
農業用使用済プラスチック適正処理率	26.0%	39.2%	49.5%	51.1%	73.0%	78.4%	100%	A・C

(2) 環境と調和した事業活動の展開

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
化学肥料使用量	88.8kg/ha	90.4kg/ha	84.2kg/ha	81.4kg/ha	86.9kg/ha	85.0kg/ha	72.2kg/ha	A
化学農薬使用量	9.9kg/ha	9.5kg/ha	9.7kg/ha	8.0kg/ha	8.6kg/ha	-	8.5kg/ha	A
エコファーマー認定者数	2人	38人	446人	1,319人	5,570人	10,309人	検討中	A
うつくしま、エコ・ショップ等認定件数	1,525件	2,137件	2,225件	2,310件	2,325件	2,238件	3,000件	A

(3) 資源・エネルギーの有効利用

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
一般家庭等における年間電力使用量(1人当たり)	1,812kwh	1,800kwh	1,861kwh	1,857kwh	1,920kwh	-	1,800kwh	B
県有施設への新エネルギー率先導入数(累計)	3か所	4か所	7か所	9か所	10か所	13か所	20か所	A
新エネルギー導入量(原油換算)	-	-	89,996kl	90,421kl	143,726kl	144,300kl	184,002kl	A

(4) ダイオキシン類等化学物質対策の推進

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
ダイオキシン類環境基準達成率	100%	99.8%	100%	100%	99.7%	99.1%	100%	C
産業廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の量	44.3g-TEQ	34.6g-TEQ	13.6g-TEQ	7.1g-TEQ	5.0g-TEQ	-	6.0g-TEQ	A
PRTR法で届出された化学物質排出量	-	10,732トン	8,123トン	8,235トン	7,225トン	-	5,366トン	A

(5) 大気、水、土壌等の保全対策の推進

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
大気環境基準達成率(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質)	99.1%	98.2%	90.4%	98.2%	100%	98.2%	100%	A・C
光化学オキシダント注意報発令日数	3日	0日	1日	0日	2日	1日	0日	A
(光化学オキシダント大気環境基準時間超過率)	3.1%	2.0%	1.9%	2.2%	2.7%	4.1%	-	-
大気環境基準達成率(有害大気汚染物質)	100%	100%	96.4%	100%	100%	100%	100%	C
水質環境基準達成率(健康項目)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	C
水質環境基準達成率(河川のBOD)	81.0%	78.3%	88.3%	93.3%	95.0%	95.0%	100%	A・C
水質環境基準達成率(湖沼のCOD)	66.7%	78.6%	71.4%	80.0%	66.7%	66.7%	100%	A・C
水質環境基準達成率(海域のCOD)	84.6%	92.3%	100%	100%	100%	100%	100%	A・C
水質環境基準達成率(湖沼の全窒素、全りん)	100%	66.7%	66.7%	71.4%	71.4%	71.4%	100%	C
水質環境基準達成率(海域の全窒素、全りん)	0%	50.0%	0%	100%	0%	50.0%	100%	A・C
汚水処理人口普及率	49.6%	52.3%	56.0%	59.5%	62.1%	64.8%	80%程度	A

(6) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
猪苗代湖のCOD値	0.5mg/l	0.5mg/l	0.6mg/l	0.5mg/l	0.6mg/l	0.7mg/l	0.5mg/l	D
裏磐梯湖沼群のCOD値(桧原湖)	2.1mg/l	1.8mg/l	1.9mg/l	1.9mg/l	2.2mg/l	2.2mg/l	2.0mg/l	A
裏磐梯湖沼群のCOD値(小野川湖)	2.1mg/l	2.0mg/l	2.2mg/l	1.9mg/l	2.4mg/l	2.4mg/l	2.0mg/l	A
裏磐梯湖沼群のCOD値(秋元湖)	3.1mg/l	2.9mg/l	2.9mg/l	2.8mg/l	3.1mg/l	3.2mg/l	2.0mg/l	A
裏磐梯湖沼群のCOD値(曾原湖)	3.1mg/l	2.8mg/l	3.0mg/l	2.6mg/l	2.6mg/l	2.9mg/l	2.0mg/l	A
裏磐梯湖沼群のCOD値(毘沙門沼)	1.0mg/l	0.8mg/l	0.9mg/l	0.9mg/l	1.1mg/l	1.0mg/l	1.0mg/l	D

(7) 環境負荷の少ない交通への取組み

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
クリーンエネルギー自動車の普及台数	912台	1,361台	1,677台	2,433台	3,566台	4,617台	15,000台	A
営業用貨物自動車輸送トン数比率	41.7%	46.1%	49.7%	49.7%	52.0%	-	55%	A

(8) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

3 地球環境保全への積極的な取組み

(1) 地球温暖化対策の推進

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
温室効果ガス排出量(H2年度=100とした指数)	123.1	-	123.7	125.8	122.3	-	92	A

(2) オゾン層保護・酸性雨対策の推進

(3) アジェンダ21ふくしまの推進

4 環境教育・学習の推進

(1) 多様な場における環境教育・学習の充実

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
環境アドバイザー等派遣事業受講者数(累計)	8,315人	10,309人	12,204人	14,204人	15,493人	17,083人	24,000人	A
こどもエコクラブ登録数	62クラブ	52クラブ	43クラブ	58クラブ	44クラブ	41クラブ	80クラブ	A
こどもエコクラブ人数	1,486人	1,077人	1,161人	1,337人	1,193人	1,036人	2,600人	A
せせらぎスクール参加団体数	188団体	204団体	170団体	185団体	143団体	144団体	250団体	A
せせらぎスクール延べ参加者数	8,927人	9,084人	7,712人	7,624人	8,286人	7,769人	12,000人	A

(2) 学校、地域等における指導者の育成

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
うつくしまエコリーダー認定者数(累計)	680人	865人	1,097人	1,260人	1,446人	1,470人	1,800人	A

(3) 環境教育・学習基盤の充実

5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築

(1) 各主体の自発的な活動の促進と連携

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
NPO法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体数(累計)	10団体	22団体	50団体	84団体	101団体	143団体	200団体	A

(2) 環境に配慮した消費活動の促進

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
環境にやさしい買い物(グリーン購入)推進キャンペーン参加店舗数	-	-	1,066 店舗	1,461 店舗	1,648 店舗	1,625 店舗	2,000 店舗	A

(3) 環境マネジメント等の普及

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
環境管理セミナー参加者数(累計)	1,703 人	2,123 人	2,423 人	2,610 人	2,794 人	3,054 人	4,000 人	A
環境マネジメントシステム認証取得事業所等	125 事業所	162 事業所	187 事業所	216 事業所	266 事業所	315 事業所	410 事業所	A

(4) 県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの推進

環境指標名	実績値						目標値	区分
	H12年度 (計画策定時)	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度 (現況)	H22年度	
環境にやさしい買い物(グリーン購入)割合	-	63.2%	61.0%	89.0%	91.8%	95.6%	100%	A・C

(5) 県域を越えたネットワークによる取組みの推進

(6) 国際的な取組みの推進

6 共通の・基盤的な施策の推進

- (1) 環境配慮の推進・普及
- (2) 環境と調和のとれた土地利用の推進
- (3) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成
- (4) 総合的な調査研究、監視体制の整備
- (5) 環境保全に関する情報の収集と提供
- (6) 各種政策的手法の活用
- (7) 環境汚染防止体制

区分

- A : 計画策定時の値を積極的に伸ばしていこうとするもの
- A : 計画策定時の値を積極的に下げたいこうとするもの
- B : これまでの上昇傾向に歯止めをかけよう(上昇幅を小さくしよう)とするもの
- B : これまでの下降傾向に歯止めをかけよう(下降幅を小さくしよう)とするもの
- C : 達成率等 100%を目指すもの
- D : 計画策定時の値を維持していこうとするもの

福島県環境基本条例をここに公布する。

福島県環境基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条 第八条)

第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等(第九条・第十条)

第三章 環境の保全のための基本的施策(第十一条 第三十条)

附則

わたしたちのふるさと福島は、豊かで美しい自然に恵まれており、わたしたちは、その自然の恵みの中で生活を営み、生産活動を行い、それぞれの地域の特性に応じた伝統や文化をつくり出してきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や県民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本県においても、都市型及び生活型公害や廃棄物の問題などが生じてきた。また、自然の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、地域の環境のみならず、微妙な均衡の下に成り立っている自然の生態系に影響を及ぼすこととなり、さらには、人類の存続の基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは県民の権利であり、わたしたちは、この環境を保全し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

わたしたちは、人類の存続の基盤である地球の環境が有限なものであることを深く認識し、県民、事業者及び行政が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと福島の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(平一一条例五八・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関

係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、地域における生態系が健全に維持され、及び人と自然との豊かな触れ合いが保たれることにより、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、及び環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

4 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されるとともに、本県の経験、技術等を生かして国際的な協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県内における環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、環境の保全を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する環境の保全に関する施策を支援するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(平一条例五八・一部改正)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
(年次報告書)

第八条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第九条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 豊かな緑の保全、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全が図られること。

四 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第十条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三章 環境の保全のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響につ

いて自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び野生生物の種の保存その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第十六条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。

(森林及び緑地の保全)

第十七条 県は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水環境の保全)

第十八条 県は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成等)

第十九条 県は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第二十条 県は、市町村及び関係機関等と協力して、県民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに環境の保全に関する活動を行う意欲が増進される

ようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、環境の保全に関する広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十一条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十二条 県は、第二十条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境管理の普及)

第二十三条 県は、事業者が事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために行う自主的な環境の保全に関する方針の策定、体制の整備等及びこれらの監査の実施等からなる環境管理について、その普及に努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第二十四条 県は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するとともに、環境の保全に関する試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及並びに科学技術の振興に努めるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第二十五条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視、測定等)

第二十六条 県は、原子力発電所周辺地域の住民の安全を確保するため、当該地域における環境放射能の監視及び測定を実施し、その結果について定期的に公表するものとする。

(地域環境保全の推進)

第二十七条 県は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、環境の保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等を効果的に行うことにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する行動計画の策定等)

第二十八条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第二十九条 県は、公害に係る紛争の円滑な処理を図るとともに公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の都道府県との協力等)

第三十条 県は、環境の保全に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の都道府県と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、市町村、事業者及び県民との緊密な連携の下に、環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(福島県立自然公園条例の一部改正)

2 福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(福島県自然環境保全条例の一部改正)

3 福島県自然環境保全条例(昭和三十七年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成一一年条例第五八号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。